

# 令和 2 事業年度業務実績自己評価書

令和 3 年 6 月

独立行政法人水資源機構

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書 No.	備考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1-1 水資源開発施設等の管理業務	A	A	A				
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上	B	B	B			1-4	
1-1-5 海外調査等業務の適切な実施	B	A	A			1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務							
1-2-1 ダム等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-6	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>B○</u> 重			1-7	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書 No.	備考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
2. 業務運営の効率化に関する事項							
2-1 業務運営の効率化	B	B	B			2-1	
3. 財務内容の改善に関する事項							
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	B	B	B			3	
4. その他の事項							
8-1 内部統制の充実・強化	B	B	B			4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	B	A	A			4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等	B	B	B			4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実	B	B	B			4-4	
8-5 地域への貢献等	B	B	B			4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B			4-6	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、令和2年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。
- ※6 「一定の事業等のまとめり」として1-1については、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」のうち、主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）が異なる「1-1-3 危機的状況への的確な対応」を除いた4項目により評価を行った。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	水資源開発施設等の管理業務		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>（1-1 安全で良質な水の安定した供給：既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。</p> <p>1-2 洪水被害の防止・軽減：既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」</p> <p>（1-1 安全で良質な水の安定した供給：複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。</p> <p>1-2 洪水被害の防止・軽減：① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。）</p>		

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
									予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032	
									決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700	
									経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290	
									経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	
									行政コスト （千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497	
									従事人員数	850	862	873	

(注1) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注2) 従事人員数は、1月1日時点。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>【1-1 水資源開発施設等の管理業務】</p> <p>1-1-2 洪水被害の防止・低減</p> <p>○洪水調節等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の管理する洪水調節を目的に含む13ダムにおいて、延べ50回の洪水調節を行った。適正に洪水調節を実施して下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>・これらにより、洪水調節適正実施割合は100%となり定量目標を達成した。</li> </ul> <p>○令和2年7月豪雨における洪水対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後川水系佐田川の寺内ダムでは、管理開始後3番目に多い最大流入量約333 m<sup>3</sup>/sを記録した洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関と連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用することにより、約357万m<sup>3</sup>の洪水を貯留し、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約64%カットした。これにより、寺内ダム下流の金丸橋水位観測所地点の河川水位で見た場合、約1.57m(速報値)の水位低減効果があり、避難判断水位以下の3.37mに水位を低減させた効果があったものと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>・試験湛水中の筑後川水系小石原川の小石原川ダムへの最大流入量は、計画規模(190 m<sup>3</sup>/s)を超える約197 m<sup>3</sup>/sを記録。管理開始以降、初めての洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を滞りなく行いつつ確実な防災操作を行った。これにより、ほぼ全量の約1,000万m<sup>3</sup>の洪水を貯留し、小石原川ダム下流の栄田橋水位観測所地点の河川水位で見た場合、約0.65m(速報値)の水位低減効果があり、はん濫危険水位以下の3.56mに水位を低減させた効果があったものと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>・武蔵水路の内水排除流域にある行田市の令和元年度の台風第19号による浸水被害を受けて、武蔵水路が今まで以上に浸水被害防止に貢献できるよう治水機能向上の検討を行った。武蔵水路による内水排除時間の延伸について検討したところ、内水排除の中止を判断する基点を熊谷地点から糠田地点に変更することによって、令和元年台風第19号時と比較して内水排除時間を50分間の延伸が見込まれる結果となった。この検討を踏まえて、令和3年1月25日に施設管理規程の変更を行った。また、内水排除中止後に河川の氾濫が予見される場合においては、水質事故時の緊急流水制御や点検・整備時の空水維持を行うための制水ゲートの活用が有効であることが確認された。</li> <li>・令和元年台風第19号の際に、草木ダムでは、これまでの異常洪水に対する経験と各システム及び訓練による備えを活かして、過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節を行い、渡良瀬川沿川の洪水被害の防止を図った。この取り組みは、国会にも取り上げられ、事前放流の代表事例として紹介され、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」につながる先駆的な取組である。このような功績から、ダム技術の発展に著しく貢献した画期的な事業として認められ、令和2年度にダム工学会技術賞を受賞した。</li> </ul> <p>○異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討</li> </ul>	<p>【1-1 水資源開発施設等の管理業務の評定：A】</p> <p>1-1-2 洪水被害の防止・低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度「高」と設定された本項目についての各種取組及び成果により、定量目標を達成するなど、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に令和2年7月豪雨における寺内ダム等における対応、武蔵水路における治水機能向上にむけた施設管理規定の変更、利水ダムを含む11ダムにおける延べ21回の事前放流といった取組は、降雨状況や流入予測、下流河川の状況、貯水池の安全性を勘案し、機構のもつ高いダム管理技術力を発揮しつつダム機能を最大限発揮させる操作を的確に実施することで、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに大きく貢献したものと考えており、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられる。</li> </ul> <p>1-1-5 海外調査等業務の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務項目である「海外調査等業務の適切な実施」は、海外インフラ展開法の施行を踏まえ、平成30年8月に中期目標の変更指示を受けて以降、実質2年半という期間の中で、また水資源分野は相手国政府の影響力が強い分野であるうえ、価格競争力等の理由により水インフラ事業の海外市場における日本企業のシェアが1%に満たない現状であり、さらには、令和2年度はコロ</li> </ul>	

				<p>会の提言を踏まえ、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川において、ダム計画規模を超える出水（ダムの異常洪水時防災操作時等）における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るために、令和元年度に作成した想定最大規模降雨による浸水想定図を、河川管理者と調整し、河川管理者またはダム管理者から公表を行うとともに、関係地方公共団体に情報提供を行った。</p> <p>○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級水系に存するダムについて、各地方整備局と協働して関係利水者等への説明を行い、理解を得た上で、ダムの洪水調節機能の強化の基本方針や事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結した。二級水系に存する利水ダム5ダムのうち4ダムについて河川管理者と協働して関係利水者等へ説明を行い、理解を得た上で、治水協定を締結した。治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設の23ダム及び利水ダムの11ダムについては、関係機関（河川管理者、利水者等）との調整を行い、事前放流実施要領を策定した。</li> </ul> <p>○出水時の円滑な対応のための情報共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節を目的に含む全24ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催し、洪水時のダムの防災操作、ダム下流河川の状況、計画規模を超える出水時における浸水被害想定等について、下流地方公共団体や河川管理者との情報共有を行った。また、ダム操作やその際に提供される情報とその意味について住民が正しく理解し、自らの避難行動を具体的に想定できるよう、ダム操作に関する情報提供等に関わる住民説明会について、全ダムで地元地方公共団体との調整し、地元説明会やチラシ配布等を実施した。18ダムにおいて異常洪水時防災操作での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験吹鳴等を行った。</li> </ul> <p>○ダムの防災操作や警報等の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水に至らない中小規模の出水を含め、ダムの防災操作や警報等の情報伝達を関係地方公共団体等に対し確実に実施した。</li> <li>・防災操作等の通知文を見直し、分かりやすい文面とするとともに、ダム下流の関係地方公共団体等の関係機関や地域住民に、洪水時のダムの防災操作が下流河川の水位低下等に寄与していることへの理解を深めるため、洪水調節状況とその効果をリアルタイムにウェブサイトで公表した。</li> </ul> <p>○利水ダムにおける事前放流の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、予測雨量が700mmを超え、ダムへの流入量予測では7月5日に設計洪水位を超えるおそれがあったことから、関係機関や利水者と速やかに協議して理解を得た上で、河川管理者と連携しながら放流し、予備放流水位の最低限度よりも更に貯水位を低下させる操作を行った。この事前の放流により、約1,500万m<sup>3</sup>の洪水調節容量を確保し、最大約180m<sup>3</sup>/sの放流量低減が図られ、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。木曾川上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加え、牧尾ダム等8つの利水ダムにおいて一時的に治水に活用できる容量を確保したことにより氾濫危険水位に達していた地点における流量を2割ほど減らす効果があったものと推定され、本洪水対応終了後牧尾ダム下流の3町村の首長より牧尾ダム職員に対し感謝と激励があった。</li> </ul> <p>1-1-5 海外調査等業務の適切な実施</p>	<p>ナ禍により海外渡航が困難である等、非常に厳しい業務環境の中で実施したものである。上記の状況において、</p> <p>1) フィリピン国に関するODA案件について民間コンサルタントと協働して新たに2件受注したほか、令和2年度に完了させた案件についても、機構の実務経験と技術力も活用して、我が国事業者の海外展開が期待されているプロジェクトの質の確保に貢献し、</p> <p>2) インドネシア国におけるダム再生に関する2案件について、技術検討及びWEB会議システムを活用した国内外関係者との調整などを実施した結果、同国の「中期計画対外借款リスト2020～2024」へのこれら2案件の掲載を実現し、同国政府側の対外借款による事業実施意思の明確化という、事業化に向けた大きな成果を得た。</p> <p>これらの取組によって、我が国事業者の海外展開の機会を拡大し、質的・量的にも成果を確保できたものと考えており、当該成果は中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>○コロナ禍における海外調査等業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により海外渡航が困難になったことから、海外の水資源開発事業への我が国事業者の参入の促進に資する現地調査、対象国政府関係機関との協議などについて進捗が危惧されたところであるが、WEB会議システムを活用した協議などを実施すること等により効率的な業務の実施に努め、後述する我が国事業者の参入の促進に資する調査等に当たっても成果を挙げる事ができた。</li> </ul> <p>○専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るODA案件への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAが委託する海外インフラ事業に係るODA案件について、機構が有する水資源開発施設の建設、維持管理・運用技術や利害関係者との調整に関する経験や水資源分野における管理組織や法制度のノウハウと民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合した、JVの組成等により、令和元年度に引き続き実施した業務3件に加え（うち1件は令和2年8月に完了）、2件の調査等業務に新たに参画し（平成30年度：1件 令和元年度：2件）、施工段階において我が国事業者の参入が期待される案件形成の支援を行った。</li> </ul> <p>&lt;令和2年度の主な実施状況&gt;</p> <p>【フィリピン国 パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）詳細設計（令和2年8月完了）】</p> <p>機構は、立ち上げ後6年間活動が滞っていた利害関係者調整の役割を担う洪水対策委員会の開催支援を行うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等を連携させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置いた維持管理計画の策定を行った。それらを踏まえ、本邦技術を取り入れた構造物の詳細設計を我が国事業者が行い、先方政府が工事発注準備を進める段階にまで発展させた。</p> <p>本業務については、発注者であるJICAから、「当初の期待を上回るレベルの業務が実施された」と評価され、機構が担当した「非構造物対策」に関し、課題解決策の提案を主体的に行い、関係者の助言も踏まえて検討を進めたことが特筆された。</p> <p>さらに、JICAからはJVにおいて本邦技術が適切に活用されるよう検討を行ったこと等も評価する旨のコメントも得ており、今後の施工段階における我が国事業者の参入という面でも成果を挙げた。</p> <p>【フィリピン国 全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査（令和3年2月契約締結）】</p> <p>機構は公的機関としてのノウハウを活用し、同国内での水資源関連法制度及び関連機関・計画に係る現状分析を実施し、JV調査団のインセプションレポートに反映。同国政府との間において、同レポートを踏まえた今後の調査、検討方針につき合意を形成し、我が国事業者の海外インフラ展開に向けた基盤作りに成功した。</p> <p>【フィリピン国 パラニャーケ放水路整備事業準備調査（令和3年2月契約締結）】</p> <p>機構は調査を受注した民間コンサルタントからの依頼を受け、技術者補強の形態で協力を実施することとした。本業務に携わる機構技術者は、公的機関である機構がもつノウハウを活用し、「非構造物対策」分野の担当として、ラグナ湖沿岸地域総合洪水管理計画の策定に当たっての非構造物対策に係る検討や、実施機関（フィリピン国公共事業道路省）に対する必要な技術支援を行う。さらに同事業は本邦技術の活用が想定されていることを踏まえ、今後の施工段階においても我が国事業者が参入可能となるよう、民間コンサルタントと協力して同調査業務を的確に進めていく。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>○我が国事業者の参入の促進に資する調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託業務の実施や他機関からの依頼を受けたアドバイザーとしての活動を通じ、海外の情報収集及び専門的知見の提供を行うことで水資源開発案件に関する課題やニーズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等、我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を行った。主なものは以下のとおり。</li> <li>・「インドネシア国におけるダム再生」については、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) ダム再生事業2案件について、我が国事業者参入の観点から、日本における過去のダム再生事業に係る経験も踏まえた技術検討を実施</li> <li>2) 1)における技術検討も踏まえ、国土交通省とも協働して同国政府に対し、ダム再生事業に係る技術提案を行うなど、案件形成に向けた調整を推進した。</li> </ul> これらの取組により、同国政府においてダム再生事業に係る理解の深化が進んだ結果、これら2案件については、令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020～2024」へも掲載された。同リストへの掲載は、これら2案件について対外借款による事業実施意思が公式に表明されたという意義があり、事業化に向けた大きな進展となった。</li> <li>・「ミャンマー国における統合水資源管理マスタープラン」については、JICAからの要請を受け、同マスタープラン開発調査の実施に向けたJICA調査団に「治水施設管理／水文観測」分野の専門家として職員1名を選定して、令和2年9月から10月の間ミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見の提供等を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月のミャンマー国政府側との合意形成に貢献した。</li> </ul> <p>○我が国事業者及びその他の関係者との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構は「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた活性化協議会」（以下、本項目において「活性化協議会」という。）の事務局機関として、構成員の意見の集約、調整などを実施し、関係省庁、関係団体等間の協力関係の構築・維持に努めている。令和2年度については、全体会議を2回開催したほか、以下の取組を行った。</li> <li>・活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、「インドネシア国におけるダム再生」に関する案件について、現状把握及び今後の相手国政府との協議や技術検討に向けて必要となる課題整理等を実施した。</li> <li>・「水資源分野における日本の技術集（案）」に係る時点更新版の作成に当たり、活性化協議会の構成員から内容の改訂及び今後掲載すべき技術の提案を受け、取りまとめた。</li> <li>・その他、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を実施した（計10回実施）。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	安全で良質な水の安定した供給		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。）		

2. 主要な経年データ											
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
補給日数割合（計画値）	補給必要日数 <sup>※1</sup> に対する実補給日数の割合（注1）100%	—	100%	100%	100%			予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032
補給日数割合（実績値）	補給必要日数 <sup>※1</sup> に対する実補給日数の割合（注1）	100.0%	100%	100%	100%			決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700
達成度	—	—	100%	100%	100%			経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290
供給日数割合（計画値）	供給必要日数 <sup>※2</sup> に対する実供給日数の割合（注2）100%	—	100%	100%	100%			経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864
供給日数割合（実績値）	供給必要日数 <sup>※2</sup> に対する実供給日数の割合（注2）	99.9%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497
達成度	—	—	100%	100%	100%			従事人員数	850	862	873

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数<sup>※1</sup>に対する実補給日数の割合 100%

各年度の供給日数割合：供給必要日数<sup>※2</sup>に対する実供給日数の割合 100%

(注1) ※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダム等に貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。

(注2) ※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注4) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注5) 従事人員数は、1月1日時点。

(注6) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。</p>	<p>別表1「施設管理」に掲げる53施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。</p> <p>また、都市用水及び農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。</p> <p>① 水象・気象等の情報及び利水者（水道事業者等）の申込水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。</p> <p>② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日ウェブサイトにより提供する。</p> <p>また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。</p> <p>③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び</p>	<p>別表1「施設管理」に掲げる53施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。</p> <p>また、都市用水及び農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。</p> <p>① 水象・気象等の情報及び利水者（水道事業者等）の申込水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。</p> <p>② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日ウェブサイトにより提供する。</p> <p>また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。</p> <p>③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の補給日数割合 100%</li> <li>各年度の供給日数割合 100%</li> </ul> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。</p> <p>渇水、水質悪化等の異常時に、その影響の軽減に努めたか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 安定的な用水の供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で良質な水を安定して供給するとともに、洪水被害の軽減のため、全53管理施設において、施設管理規程に基づく的確な管理を実施した。執務室の分離や班編成による業務の実施等を徹底し、新型コロナウイルス感染症感染の影響を最小限とする体制を構築した。</li> <li>安定的かつ過不足なく必要水量を供給し、供給必要日数に対する実供給日数及び補給必要日数に対する実補給日数はともに100%であり、定量目標を達成した。</li> <li>豊川用水、木曾川用水、三重用水、香川用水の施設の老朽化に伴う漏水事故の発生の際は、調整池や併設水路等を活用して用水の供給を確保した上で、応急復旧対応等を実施することで利水への影響はなかった。</li> <li>成田用水の老朽化に伴う漏水事故の発生時は、点検調査期間中であり、利水への影響はなかった。</li> <li>布目ダム利水バルブ室が水没する事案が発生したが、応急対応を講じることで利水への影響はなかった。</li> <li>[1-1-1 pp. 2~6]</li> </ul> <p>イ. 渇水時における対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川水系では木曾川の流況の悪化に際し、6月8日から6月12日にかけて、阿木川ダム及び味噌川ダムから不特定用水の放流を行った。</li> <li>淀川水系猪名川では、8月以降の少雨傾向により一庫ダムの貯水量の減少が続き、12月21日10時から水道用水と農業用水の10%取水制限を開始、翌年1月8日10時に20%取水制限に強化した。取水制限の効果と周期的降雨によって徐々に貯水量は回復し、4月5日10時をもって取水制限は全面解除となった。この間、一庫ダムでは、下流利水基準地点での1cm単位の水位変動に即座に対応してきめ細かなダム操作による確保流量の維持に努め、8月以降のダム補給の変更操作の回数は前年比1.7倍となる345回となった。</li> <li>吉野川水系における銅山川では、利水補給の実施により銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）の貯水率が低下し、6月19日から7月8日まで工業用水の自主節水を実施。秋以降の継続的な小雨に対応するための利水補給により貯水率が再度低下し、令和3年1月22日から再び工業用水の自主節水を開始、2月9日から第1次取水制限、2月22日から第2次取水制限を行っているところ。</li> <li>これら各水系の取水制限等に併せて中部支社及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等、一般の方への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高めるとともに、節水の啓発等を行った。</li> <li>また、降雨状況に併せてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めた。</li> <li>吉野川水系では、四国4県、四国地方整備局、機構が協働して渇水による影響等を想定し渇水対応の手順を明らかにする「吉野川水系渇水対応タイムライン」を全国のフルプラン水系に先駆けて令和3年1月に策定した。</li> <li>[1-1-1 (1) ②③ pp. 7~9]</li> </ul> <p>ウ. 水利用実態の把握と水利権更新に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の水利用の実態を踏まえた適正な水利計画の策定及び河</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全53管理施設において、新型コロナウイルス感染症感染の影響を最小限とする体制を構築して施設管理規定に基づく的確な管理を実施し、供給必要日数に対する実供給日数及び補給必要日数に対する実補給日数はともに100%であり、定量目標を達成した。</li> <li>施設の老朽化に伴う漏水事故や布目ダム利水バルブ室が水没する事案の発生において、応急対応等により利水への影響はなかった。</li> <li>渇水時には、水源状況や取水状況等の情報発信の頻度を増やすとともに、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用等を図り、国民生活や産業活動への影響軽減に努めた。</li> <li>吉野川水系では渇水対応タイムラインの策定により、関係機関相互の連携の強化と渇水対応力の向上が図られた。</li> <li>52施設において水質管理計画を策定し、当該計画に基づく水質保全対策等により安全で良質な水の供給を実施した。</li> <li>富栄養化現象や濁水長期化現象など水質状況が変化した場合には、水質状況の監視を強化するとともに、水質保全設備の運用強化等によりその影響の回避・軽減に努めた。</li> <li>水利用実態の把握のため、水需要動向等の諸調査を利根大堰等において実施すると共に、両筑平</li> </ul>	

<p>(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。</p>	<p>関係機関との調整を図りながら、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、水利用の実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、利水者に常に安全で良質な水を供給する。 ① 良質な用水の供給を図るため、全施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、富栄養化現象、濁水長期化等の水質変化現象への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利水者及び関係機関との協力を図りつつ</p>	<p>関係機関との調整を図りながら、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。 効率的な水運用に当たっては、関連する施設の総合運用や無効放流量を減らす等きめ細かな管理を行う。 ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、水利用の実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進める。利根大堰等（利根中央用水）、木曾川用水（濃尾第二）、香川用水及び両筑平野用水について水利用の実態把握のための諸調査を実施し、併せて両筑平野用水の水利使用更新同意に向けた調整を進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、利水者に常に安全で良質な水を供給する。 ① 良質な用水の供給を図るため、全施設において水質管理計画を策定し、当該計画に基づき的確に日常の水質管理を実施するとともに、水質情報を利水者等へ提供する。 また、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、富栄養化現象、濁水長期化等の水質変化現象への対策に取り組む。</p>	<p>川協議を推進するため、利根大堰等（須加樋管、利根中央用水）、香川用水、愛知用水、木曾川用水（濃尾第二）、両筑平野用水、筑後川下流用水において、水利用実態の把握に資する営農状況や末端水利用状況、水需要動向等の諸調査を実施し、今後の水利権更新に向けての基礎資料とした。 ・水利使用変更に向けて、河川管理者、利水者及び関係機関との協議調整を計画的かつ継続して進めた。両筑平野用水は河川管理者、利水者及び関係機関と協議を進め、水利使用協議書を提出し、令和3年1月21日付け同意を得た。愛知用水、木曾川用水（濃尾第二）、筑後川下流用水では、農業用水の現状を踏まえ、最大取水量や期別取水量、年間総取水量の必要性やその根拠も含めた妥当性について、河川管理者、利水者及び関係機関と協議調整を進めた。 〔1-1-1 (1) ④ p.10〕</p> <p>エ. 計画的な水質管理 ・52施設において水質管理計画を策定し、水質状況の把握、水質情報の利水者等への提供を行った。濁水長期化現象等が発生した際は、利水者等への影響を軽減するため、選択取水設備等を水質管理計画に基づき適切に運用した。 〔1-1-1 (2) ①② pp.11～12〕</p> <p>オ. 富栄養化現象や濁水長期化等の発生時の対応 ・52施設のうち、21施設においてアオコ等による一時的な富栄養化現象、出水による濁水長期化現象が発生したが、河川管理者、利水者等の関係者への迅速な情報提供等や、臨時の水質調査を追加し状況を把握した。また、富栄養化現象が確認された場合は、水質保全設備の運用強化等により下流への影響の軽減に努めるとともに、出水により濁水を貯留した場合には、濁水放流期間の長期化を回避・軽減できるように努めた。</p> <p>カ. 水質事故発生時の対応 ・利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会及び関東地方水質汚濁対策連絡協議会が実施した「水質事故対応訓練」に利根導水総合事業所が参加し、利根大堰から取水する武蔵水路及び行田水路の取水を停止するための関係者への情報提供や水質検査の訓練を実施するなど、水系単位での大規模な水質事故時の迅速な対応を図るための実践的な訓練を行った。 ・水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺における第三者等に起因する油流出等の水質事故が23件発生し、関係機関等で構成される水質汚濁対策連絡協議会、利水者等と迅速な連絡調整を図って情報を共有するとともに、必要に応じてオイルフェンス、オイルマット設置等の拡散防止対策を実施し、水質被害の拡大を防止した。</p> <p>キ. 突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減 ・木曾川水系飛騨川において、7月8日に濁度（白川取水口地点）が2000mg/Lを越え、飛騨川から取水している木曾川用水木曾川右岸用水も高濁度となる事象が発生した。機構は、異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）に基づき、飛騨川の濁度情報を迅速に利水者等へ提供し、迅速かつ的確な取水施設や幹線水路の取水・配水操作を実施し、その影響の回避・軽減に努めた。 木曾川水系伊奈川において、梅雨前線の影響により、流水が高濁度となり、木曾川から取水している愛知用水幹線水路も高濁度となる事象が発生した。幹線水路内の濁度調査を行い、迅速に利水者等へ情報提供を行い、迅速かつ的確な取水施設や幹線水路の取水・配水操作を実施し、その影響の回避・軽減に努めた。 〔以上 1-1-1 (2) ③ pp.12～15〕</p>	<p>野用水等において水利使用変更に向けた協議調整を継続的に進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質事故発生時には迅速に河川管理者、利水者及び関係機関と情報を共有するとともに、オイルフェンスの設置等により被害の回避・軽減に努めた。</li> <li>・木曾川水系飛騨川における高濁度水流下に伴う取水への影響を回避すべく、運用方針（案）により迅速に対応し、影響の回避・軽減に努めた。</li> </ul> <p>・難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、定量目標の値を達成したほか、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるためB評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
---	---	--	---	---	--

	<p>常時より管理上必要な情報共有等を図る。</p> <p>③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含む水質変化現象が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努める。</p> <p>また、機構が発注する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の早期把握に努める。</p>	<p>② 河川管理者、利水者及び関係機関との協力を図りつつ平常時より管理上必要な情報共有等を図る。</p> <p>③ 水質事故や第三者に起因する突発事象等の発生時及び富栄養化現象や濁水の長期化等が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努める。</p> <p>また、機構が発注する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の早期把握に努める。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	洪水被害の防止・軽減		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。）</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
洪水調節適正実施割合（計画値）	洪水調節適正実施割合（注1）100%	—	100%	100%	100%				予算額（千円）	43,573,066 (25,248,571)	45,967,077 (26,325,416)	45,457,032 (26,491,796)	
洪水調節適正実施割合（実績値）	洪水調節適正実施割合（注1）	100%	100%	100%	100%				決算額（千円）	40,331,708 (23,581,250)	43,589,472 (25,140,793)	44,491,700 (26,258,906)	
達成度	—	—	100%	100%	100%				経常費用（千円）	110,042,915 (61,611,801)	111,397,356 (61,757,646)	114,215,290 (64,011,035)	
									経常利益（千円）	△1,031,805 (△703,280)	△1,190,979 (△659,364)	△1,010,864 (△598,726)	
									行政コスト（千円）	59,342,477 (34,209,572)	112,673,836 (62,745,839)	114,177,497 (64,030,097)	
									従事人員数	850 (516)	862 (511)	873 (534)	

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100%

（注1）洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。

（注2）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注3）（ ）は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

（注4）従事人員数は、1月1日時点。

（注5）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等の操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。</p> <p>また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、下流自治体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。</p>	<p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。</p> <p>① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。</p> <p>② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係地方公共団体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。</p> <p>また、ダム等下流市町村の防災力の向上に資するため、大規模氾濫減災協議会に参加するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。</p> <p>③ 洪水時には、関係地方公共団体及び関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。</p>	<p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。</p> <p>① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。</p> <p>② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係地方公共団体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。</p> <p>また、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」について、順次実施するとともに、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取組について、各地方整備局と協働して進める。</p> <p>ダム等下流市町村の防災力の向上に資するため、大規模氾濫減災協議会に参加するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。</p> <p>③ 洪水時には、関係地方公共団体及び関係機関に、防災、避難等の判断に資す</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の洪水調節適正実施割合 100%</li> </ul> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 洪水調節等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水対応業務に起因する防災態勢の実績は、延べ日数 3,579 日／年、一特定施設当たりの平均態勢日数 115 日／年であった。</li> <li>機構の管理する洪水調節を目的に含む 13 ダムにおいて、延べ 50 回の洪水調節を行った。適正に洪水調節を実施して下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>これらにより、洪水調節適正実施割合は 100% となり定量目標を達成した。 〔1-1-2 (1) ① pp. 18～22〕</li> </ul> <p>イ. 令和 2 年 7 月豪雨における洪水対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>筑後川水系佐田川の寺内ダムでは、管理開始後 3 番目に多い最大流入量約 333 m<sup>3</sup>/s を記録した洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関と連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用することにより、約 357 万 m<sup>3</sup> の洪水を貯留し、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約 64% カットした。これにより、寺内ダム下流の金丸橋水位観測所地点の河川水位で見た場合、約 1.57m (速報値) の水位低減効果があり、避難判断水位以下の 3.37m に水位を低減させた効果があったものと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>試験湛水中の筑後川水系小石原川の小石原川ダムへの最大流入量は、計画規模 (190 m<sup>3</sup>/s) を超える約 197 m<sup>3</sup>/s を記録。管理開始以降、初めての洪水に対し、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を滞りなく行いつつ確実な防災操作を行った。これにより、ほぼ全量の約 1,000 万 m<sup>3</sup> の洪水を貯留し、小石原川ダム下流の栄田橋水位観測所地点の河川水位で見た場合、約 0.65m (速報値) の水位低減効果があり、はん濫危険水位以下の 3.56m に水位を低減させた効果があったものと推定され、適時的確な洪水調節等の操作の実施によって、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。</li> <li>武蔵水路の内水排除流域にある行田市の令和元年度の台風第 19 号による浸水被害を受けて、武蔵水路が今まで以上に浸水被害防止に貢献できるよう治水機能向上の検討を行った。武蔵水路による内水排除時間の延伸について検討したところ、内水排除の中止を判断する基点を熊谷地点から糠田地点に変更することによって、令和元年台風第 19 号時と比較して内水排除時間を 50 分間の延伸が見込まれる結果となった。この検討を踏まえて、令和 3 年 1 月 25 日に施設管理規程の変更を行った。また、内水排除中止後に河川の氾濫が予見される場合においては、水質事故時の緊急流水制御や点検・整備時の空水維持を行うための制水ゲートの活用が有効であることが確認された。</li> <li>令和元年台風第 19 号の際に、草木ダムでは、これまでの異常洪水に対する経験と各システム及び訓練による備えを活かして、過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節を行い、渡良瀬川沿川の洪水被害の防止を図った。この取組は、国会にも取り上げられ、事前放流の代表事例として紹介され、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」につながる先駆的な取組である。このような功績から、ダム技術の発展に著しく貢献した画期的な事業として認められ、令和 2 年度にダム工学会技術賞を受賞した。 〔1-1-2(1) ① pp. 22～26〕</li> </ul> <p>ウ. 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>13 ダムにおいて延べ 50 回の洪水調節を適正に実施し、ダムの洪水調節容量を最大限活用することで、ダム下流域の洪水被害を防止又は軽減した。これらにより定量目標の洪水調節適正実施割合 100% を達成した。</li> <li>令和 2 年 7 月豪雨における対応では、寺内ダムと小石原川ダムで計画規模を超える最大流入量を記録したが、適時的確に洪水調節を実施し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を低減した。また、小石原川ダムは、管理開始以降、初めての洪水対応であったが、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を滞りなく行うことで、ほぼ全量の洪水を貯留し、ダム下流河川の水位を低減することにより、洪水被害の防止・軽減を図った。機構のもつ高いダム管理技術力を発揮しつつダム機能を最大限発揮させる操作を的確に実施することで、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに大きく貢献した。</li> <li>武蔵水路が今まで以上に浸水被害防止に貢献できるよう治水機能向上の検討を行い、内水排除時間の延伸を可能とする施設管理規程の変更を行った。</li> <li>平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた、異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）に基づ</li> </ul>	

	<p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討を進め、実施の可能性が見出された施設については、実運用に向け関係機関と調整を図った上で、各操作の運用を開始する。 なお、特別防災操作がダム等下流の河川改修の進捗と関係する面があることも踏まえ、水系全体の治水安全度向上に向け、河川の整備手順や整備方法について、河川管理者と連携して検討を進める。</p>	<p>る情報の提供等を適時的確に行う。</p> <p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討を進め、実施の可能性が見出された施設については、実運用に向け関係機関と調整を図った上で、順次、各操作の運用を開始する。 なお、特別防災操作がダム等下流の河川改修の進捗と関係する面があることも踏まえ、水系全体の治水安全度向上に向け、河川の整備手順や整備方法について、河川管理者と連携して検討を進める。</p>		<p>に向けて（提言）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会の提言を踏まえ、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川において、ダム計画規模を超える出水（ダムの異常洪水時防災操作時等）における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るために、令和元年度に作成した想定最大規模降雨による浸水想定図を、河川管理者と調整し、河川管理者またはダム管理者から公表を行うとともに、関係地方公共団体に情報提供を行った。</li> </ul> <p>エ. 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一級水系に存するダムについて、各地方整備局と協働して関係利水者等への説明を行い、理解を得た上で、ダムの洪水調節機能の強化の基本方針や事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結した。二級水系に存する利水ダム5ダムのうち4ダムについて河川管理者と協働して関係利水者等へ説明を行い、理解を得た上で、治水協定を締結した。治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設の23ダム及び利水ダムの11ダムについては、関係機関（河川管理者、利水者等）との調整を行い、事前放流実施要領を策定した。</li> </ul> <p>オ. 出水時の円滑な対応のための情報共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水調節を目的に含む全24ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催し、洪水時のダムの防災操作、ダム下流河川の状況、計画規模を超える出水時における浸水被害想定等について、下流地方公共団体や河川管理者との情報共有を行った。また、ダム操作やその際に提供される情報とその意味について住民が正しく理解し、自らの避難行動を具体的に想定できるよう、ダム操作に関する情報提供等に関わる住民説明会について、全ダムで地元地方公共団体との調整の他、地元説明会やチラシ配布等を実施した。18ダムにおいて異常洪水時防災操作での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験吹鳴等を行った。</li> </ul> <p>カ. ダム放流警報設備、電光掲示板等の開放について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの放流警報設備等を放流警報等の支障とならない範囲で活用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の伝達ツールとしての利用の推進のため、ダム下流の関係市町村に対し説明、働きかけを行った。</li> </ul> <p>キ. 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連河川の「大規模氾濫減災協議会」に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明を行う等、情報の共有・リスクコミュニケーションに努めたほか、当該河川の危険箇所等の共同点検活動に参加した。 〔以上 1-1-2(1) ② pp. 27～30〕</li> </ul> <p>ク. ダムの防災操作や警報等の情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水に至らない中小規模の出水を含め、ダムの防災操作や警報等の情報伝達を関係地方公共団体等に対し確実に実施した。</li> <li>防災操作等の通知文を見直し、分かりやすい文面とするとともに、ダム下流の関係地方公共団体等の関係機関や地域住民に、洪水時のダムの防災操作が下流河川の水位低下等に寄与していることへの理解を深めるため、洪水調節状況とその効果をリアルタイムにウェブサイトで公表した。 〔1-1-2(1) ③ p. 31〕</li> </ul> <p>ケ. 利水ダムにおける事前放流の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、予測雨量が700mmを超え、</li> </ul>	<p>く取組として、作成した浸水想定図を河川管理者と調整し、公表を行うとともに、関係地方公共団体に情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一級水系に存するダム及び二級水系に存する利水ダム4ダムで治水協定を締結した。治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設の23ダム及び利水ダムの11ダムで事前放流実施要領を策定した。</li> <li>洪水調節を目的に含む全24ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催して、洪水時におけるダムの防災操作等について関係機関との情報共有を行った。また、ダム下流における住民が避難行動を具体的に想定できるよう地元説明会やチラシの配布等を実施した。18ダムにおいては、異常洪水時防災操作での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験吹鳴等を行った。</li> <li>ダムの防災操作・警報等の情報伝達を関係地方公共団体等に確実に実施するとともに、洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表した。</li> <li>牧尾ダムでは、関係利水者等と速やかに協議して理解を得つつ河川管理者と連携し事前放流を行い、最大約180 m<sup>3</sup>/sの放流量が低減されたこと等により牧尾ダム下流部3町村の首長より牧尾ダム職員に対し感謝と激励があった。</li> <li>異常洪水時に的確な洪水調節を行うため、河川管理者と連携し、洪水被害の防止又は軽減を図るため、18ダムで異常洪水時防災操作の演習を実施した。</li> </ul>	
--	--	---	--	--	--	--

				<p>ダムへの流入量予測では7月5日に設計洪水位を超えるおそれがあったことから、関係機関や利水者と速やかに協議して理解を得た上で、河川管理者と連携しながら放流し、予備放流水位の最低限度よりもさらに貯水位を低下させる操作を行った。この事前の放流により、約1,500万m<sup>3</sup>の洪水調節容量を確保し、最大約180m<sup>3</sup>/sの放流量低減が図られ、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。木曾川上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加え、牧尾ダム等8つの利水ダムにおいて一時的に治水に活用できる容量を確保したことにより氾濫危険水位に達していた地点における流量を2割ほど減らす効果があったものと推定され、本洪水対応終了後牧尾ダム下流の3町村の首長より牧尾ダム職員に対し感謝と激励があった。</p> <p>[1-1-2 (2) pp. 33~37]</p> <p>コ. 異常洪水時のダム操作演習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、異常洪水時防災操作要領を策定している18ダムを対象に、ダムの計画規模を超える洪水に対して、異常洪水時防災操作の演習を行った。</li> </ul> <p>[1-1-2 (2) p. 37]</p>	<p>・難易度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成するなど、中期計画等における所期の目標を十分に達成した。特に令和2年7月豪雨における寺内ダム等における対応、武蔵水路における治水機能向上にむけた施設管理規定の変更、利水ダムを含む11ダムにおける延べ21回の事前放流といった取組は、降雨状況や流入予測、下流河川の状況、貯水池の安全性を勘案し、機構のもつ高いダム管理技術力を発揮しつつダム機能を最大限発揮させる操作を的確に実施することで、ダム下流沿川の浸水被害リスクを顕在化させることなく、国民の生命や財産を災害から守ることに大きく貢献したものと考えており、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	--	--	---	---

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	危機的状況への的確な対応		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」（近年、風水害、濁水地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（目標として、①風水害、大規模地震、異常濁水等の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。）</p>		

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
災害対応訓練の実施回数	—	280回 (注1)	383回	404回	392回				予算額(千円)	178,828,196	165,819,616	144,222,353
									決算額(千円)	160,451,593	153,162,014	146,830,590
									経常費用(千円)	118,859,816	119,734,496	127,295,882
									経常利益(千円)	△1,039,598	△1,723,594	574,673
									行政コスト(千円)	59,833,829	121,269,332	127,520,997
									従事人員数	1,312	1,296	1,285

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数

(注1) 第3期中期目標期間の平均実施回数(見込み)による。

(注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注3) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

(注4) 従事人員数は、1月1日時点。

(注5) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応</p> <p>地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。</p> <p>また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。</p>	<p>(1)-1 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>大規模地震の発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。</p> <p>また、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p> <p>① ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する他、施設のリアルタイム映像による監視を目的としたネットワークカメラ等の整備を行い、防災時等における確実な施設操作の充実を図る。</p> <p>② 備蓄資機材の融通や情報共有等に加え、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を国及び関係機関と連携して実施する。また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。</p>	<p>(1)-1 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>大規模地震の発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。</p> <p>また、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p> <p>① ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を進めるため、引き続き、新宮ダム、矢木沢ダム、早明浦ダムで管理用制御処理設備の整備を行う。併せて、布目ダムの管理用制御処理設備の整備に着手する。</p> <p>また、施設のリアルタイム映像による監視のため、引き続き、一庫ダムの監視カメラの整備を行う。併せて、大和田機場、長良川河口堰の監視カメラ整備に着手し、防災時等における確実な施設操作の充実を図る。</p> <p>② 備蓄資機材の融通や情報共有等に加え、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を国及び関係機関と連携して実</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>各年度の災害対応訓練の実施回数</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>危機的状況に備え、日頃から危機管理体制の整備、訓練等による危機管理能力の強化を図り、危機的状況の発生時には的確な対応を図ったか。</p> <p>災害発生時に迅速な復旧工事等を実施したか。関係機関との連携を図っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 管理用制御処理設備及び監視カメラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理用制御処理設備については、新宮ダム、矢木沢ダム、早明浦ダムで完成させ、布目ダムでは機器製作を開始するなど整備に着手し、計画どおりの整備を実施した。また、監視カメラの整備については、一庫ダムで完成させるとともに、大和田機場及び長良川河口堰についても、それぞれ機器製作を進めるなど整備に着手し、施設のリアルタイム監視、防災時における確実な施設操作の充実を図った。</li> <li>[1-1-3 (1) -1 ① p. 38]</li> </ul> <p>イ. 関係機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄資機材を災害時等に有効活用するため、(一社)日本工業用水協会が整備している備蓄資機材データベースに登録している機材の備蓄資機材データを更新したほか、管理運営協議会等の関係機関との会議及び機構ウェブサイトにおいて情報提供や関係機関と合同操作訓練等を実施するなど情報を共有した。</li> </ul> <p>ウ. 危機的状況を想定した訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国等との連携訓練も含め、392回の災害対応訓練を実施した。訓練にあたっては新型コロナウイルス感染症対策として、会場の分散や換気の確保等、密を避けて訓練を実施した。</li> <li>ポンプ車の操作方法の習熟等を目的に、全配備事務所において、関係利水者等の参加も得て、22回の訓練を実施した。</li> <li>全事務所で、情報伝達訓練、設備操作訓練及び水質事故対応訓練等を個別に実施するとともに、非常参集時における通勤等ルートに係るハザードマップを確認し、防災意識と危機管理能力の向上を図った。</li> <li>職員を対象とした災害支援対応研修をWEB配信により実施し、119名に対して災害支援に携わる人材育成と危機管理能力の向上を図った。</li> <li>[以上 1-1-3 (1) -1 ② pp. 39～42]</li> </ul> <p>エ. 防災宿舍の適切な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30棟の防災宿舍を対象に世帯用宿舍から単身用宿舍への改築など利用形態に対応する整備等を進め、危機管理体制の維持を図った。</li> <li>[1-1-3 (1) -1 ③ p. 42]</li> </ul> <p>オ. 危機管理体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、試行版業務継続計画(新型インフルエンザ等編)を作成し、最新の情報による見直し等の必要性を確認しながら運用した。なお、試行版にあわせて感染予防等対応マニュアルを作成し、全職員等に周知を行った。さらに、感染拡大防止のための「業種ごとに策定されるガイドライン」に相当する『「新しい生活様式」を踏まえた今後の感染予防対策について』を定め周知徹底を行った。</li> <li>地方公共団体等からの支援要請の対応を踏まえ、機動性と迅速性を向上させる観点から、緊急対策支援本部と緊急対策支援現地本部の支援業務内容の区分を明確に行い、これらを踏まえた緊急災害対策支援本部設置要綱改訂を令和3年3月に行い危機管理体制の強化を図った。</li> <li>機構各事務所と関係市町村等との連携・支援する体制を構築し、令和2年度末で171組織と連携を図っている。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新宮ダム、矢木沢ダム、早明浦ダム、布目ダム、一庫ダム、大和田機場、長良川河口堰で計画どおり施設操作の充実を図った。</li> <li>危機的状況を想定した各種訓練を392回実施したほか、災害時の融通等を行うため保有する備蓄資機材の情報を共有するなど、関係機関との連携強化を図った。</li> <li>研修により災害支援に携わる人材育成と危機管理能力の向上を図った。</li> <li>防災宿舍について、危機管理体制維持のための整備を進めた。</li> <li>新型コロナウイルス感染症蔓延を受け、業務継続計画の作成及びマニュアルの整備を実施し全職員等への周知を行った。また、緊急災害対策支援本部設置要綱の改訂作業も行い、危機管理体制を強化した。</li> <li>漏水事故の発生に際し、「漏水事故対応マニュアル(案)」の運用により迅速に対応し、被害拡大の防止を図った。</li> <li>大規模災害発生時の復旧工事に備えて日頃から準備しておくべき施設管理関係資料の把握及び点検の実施を促し、確認を行うとともに、マニュアルの充実を図った。</li> <li>香川用水高瀬支線の漏水事故の復旧時に備蓄資材を有効活用することにより短期間で通水を再開することが出来た。また新庄土地改良区に</li> </ul>	

	<p>③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍の適切な整備を実施する。</p> <p>④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水停止した場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルを整備する等危機管理対策を強化する。</p> <p>⑥ 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を、迅速かつ適切に行うためのマニュアルを整備する。</p>	<p>施する。</p> <p>また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。</p> <p>③ 危機管理体制維持のため、防災宿舍の適切な整備を実施する。</p> <p>④ 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>⑤ 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水停止した場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、モデル地区において対応マニュアル案を作成する等危機管理対策を強化する。</p> <p>⑥ 平成30年度に作成した災害時の復旧工事における工事借地に係る損失補償マニュアル(案)に基づき、常備すべき資料等の状況を把握し、必要な場合は補完等を進める。</p> <p>(1)-2 危機的状況の発生に対する的確な対応</p> <p>危機的状況の発生に対しても、的確な対応を行い、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努める。</p> <p>① 大規模地震、風水害等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。</p> <p>② 大規模地震、水</p>		<p>[1-1-3 (1)-1 ④ p.42]</p> <p>カ. 代替取水等の対応マニュアル案の運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漏水事故12件の発生に際し、「漏水事故対応マニュアル(案)」に基づく対応により、代替水源への切替えや排水作業、復旧業者の手配や復旧資材の確保等について迅速な対応が可能となり、被害拡大の防止を図ることができた。</li> </ul> <p>[1-1-3 (1) -1 ⑤ p.42]</p> <p>キ. 災害時の復旧工事における工事用借地等に係る損失補償マニュアルの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理業務実施の事務所に対し「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル(案)」の活用により、大規模災害発生時に備えて日頃から準備しておくべき施設管理に関する資料の把握及び点検の実施を促し、各種ヒアリング等を通じて確認を行うとともに、マニュアルの充実を図った。</li> </ul> <p>[1-1-3 (1) -1 ⑥ pp.42~43]</p> <p>ク. 地震発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構が管理する施設において安全点検が必要となる地震(震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上)が計8回発生した。</li> <li>これらの地震の発生に際し、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、11施設において延べ18回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で用水の安定供給を継続した。</li> </ul> <p>[1-1-3 (1) -2 ① p.44]</p> <p>ケ. 備蓄資機材等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地に分散配備した機材、資材について活用を図った。豊川用水幹線水路において発生した漏水事故に対して、他水源からの用水供給のためポンプ車を活用し、迅速に用水の供給に努めた。香川用水高瀬支線水路において発生した漏水事故に対して、備蓄資材の鋼管等を活用して通水機能の早期復旧を図り、早期の用水の供給に努めた。新庄土地改良区(山形県)に対し備蓄資材(継手補強材)を提供し、漏水事故の早期復旧に寄与した。</li> </ul> <p>[1-1-3 (1) -2 ② p.45]</p> <p>コ. 国民保護措置等の迅速かつ的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徳山ダムでは、毒物テロを想定した訓練を11月30日に県警、消防と合同で実施し、非常時の対応処理能力向上と危機意識の醸成を図った。</li> <li>武力攻撃事態等への対応として、北朝鮮によるミサイル発射等の情報をキャッチした際には、メディアの報道及びEm-Net(エムネット)からの情報収集を迅速に実施し、防災メール等により全社へ情報共有を図る体制を継続した。</li> <li>官民一体となったテロ対策の推進として、長良川河口堰管理所と三重用水管理所で地元警察署との協力体制を継続した。</li> </ul> <p>[1-1-3 (1) -2 ③ p.46]</p> <p>サ. 迅速な災害復旧工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年台風第21号と前線による豪雨により被災した房総導水路施設の長柄ダム管理用道路の災害復旧工事を令和3年2月までに完了させた</li> <li>寺内ダムでは、令和元年8月の前線により約40,600m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積したことから、6月までに堆積した土砂の除去を行った。</li> <li>下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムでは、令和元年台風第19号により、貯水池内に大量の流木が流出したことから、洪水期までに引き上げ作業等流木処理を行った。</li> <li>また、下久保ダム、浦山ダムは洪水調節容量内に大量の土砂</li> </ul>	<p>備蓄資材を提供し、漏水事故の早期復旧に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日頃より国民保護訓練への参加や官民一体となったテロ対策の推進を図るとともに、武力攻撃事態等への対応に備え、防災態勢の維持、防災業務計画及び国民保護業務計画に基づく適切な措置を講じ、的確な危機管理対応を行った。</li> <li>令和元年に流木の流出や土砂の堆積があった6ダムについては、ダム機能を適切に維持するための災害復旧工事が完了した。</li> <li>令和2年の徳山ダムの斜面崩落については、応急対策を速やかに実施した。貯水池内に大量の流木の流出と土砂の堆積があった寺内ダムについては、流木の引き上げ作業等が完了し、引き続き、堆積した土砂の撤去を行い、ダム機能の維持に努める。</li> <li>福岡県大川市及びみやま市にポンプ車及び職員を派遣し、排水支援を行い、大川市長から感謝状を受領した。</li> <li>支援活動を通じて明確となった課題を解決するため、実施可能な災害支援のマニュアルの改訂を行った。また、災害発生時に機構が所有する配備機材の運転・輸送・設置等を行うことに特化し、被災地における被害の拡大防止と、被災地の早期復旧等に資することを目的とし、企業との協定締結を行い、危機管理体制の更なる強化を図った。</li> <li>「地震、風水害、渇水やその他の災害」発生時に置ける飲用水確保等を図</li> </ul>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p> <p>(3) 災害時における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合におい</p>	<p>インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧に努める。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p> <p>(3) 災害時における他機関への支援 災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合</p>	<p>インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧に努める。 ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 ④ 災害等の発生に伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p> <p>(3) 災害時における他機関への支援 災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合</p>		<p>が堆積したことから、令和 3 年 3 月までに堆積した土砂を撤去した。 ・徳山ダムでは、令和 2 年 7 月豪雨によって貯水池斜面の崩落が発生したため、崩落箇所の浸食防止措置等の応急対策を速やかに実施した。 また、寺内ダムでは、令和 2 年 7 月豪雨によって貯水池内に大量の流木が流出するとともに、約 74,000 m<sup>3</sup>の土砂が洪水調節容量内に堆積した。流木については引き上げ作業等が完了し、令和 3 年 1 月には堆砂除去に着手し、引き続き、ダム機能の維持に努めていく。 〔1-1-3 (1) -2 ④ pp. 46～48〕</p> <p>シ. 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） ・令和 2 年度は、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。 〔1-1-3 (2) p. 49〕</p> <p>ス. 機構の配備機材による他機関への支援 ・各地に分散配備したポンプ車を含む配備機材について、令和 2 年 7 月豪雨で浸水被害のあった福岡県大川市及びみやま市からの要請を受け、ポンプ車及び職員を派遣し、排水支援を行った。大川市長からは被害拡大防止に貢献したとして感謝状を受領した。</p> <p>セ. 災害支援マニュアルの改訂 ・平成 30 年 7 月豪雨や令和元年の台風第 15 号、台風第 19 号の被災による多くの支援要請への対応の経験等を生かし、「災害支援マニュアル」をより実践的なものに改訂した。</p> <p>ソ. 災害時等における応急対策業務に関する協定 ・災害発生時の被災地において、機構が所有する配備機材の運転・輸送・設置等を機構に代わり実施できる企業の公募を行い、70 社と協定を締結した。また、協定締結後速やかに、各社への支援活動説明会及び実機を用いたポンプ車操作訓練を行った。</p> <p>タ. 協定締結機関との連携強化に向けた意見交換 ・「災害時における支援活動に関する協定」を締結した日本水道協会と「地震、風水害、湧水やその他の災害」の発生時において、飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を図るため合同の訓練を行うとともに、今後の連携強化に向けた意見交換を行った。 〔以上 1-1-3 (3) pp. 50～52〕</p>	<p>るため、日本水道協会と合同訓練を行うと共に連携強化に向けた意見交換を実施した。</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため B 評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>て、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。</p> <p>そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。</p>	<p>において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努める。</p> <p>また、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努める。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。</p>	<p>において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努める。</p> <p>また、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、とりまとめを行う。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。</p>								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	施設機能の確保と向上		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直し回数	(注1)	-	10回	10回	11回				予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032	
ダム定期検査〔計画値〕（注2）	-	-	9施設	6施設	8施設				決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700	
ダム定期検査〔実績値〕	-	8施設	9施設	6施設	8施設				経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290	
達成度	-	-	100%	100%	100%				経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864	
ダム等管理フォローアップ施設数〔計画値〕（注2）	-	-	4施設	8施設	6施設				行政コスト（千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497	
ダム等管理フォローアップ施設数〔実績値〕	-	4施設	4施設	10施設	7施設				従事人員数	850	862	873	
達成度	-	-	100%	125%	117%								

〈指標〉インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを行った回数。

（注1）機構が管理する53施設の内、（中期目標期間中）ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し41回、水路等施設については機能診断調査に基づく見直し20回を予定している。

（注2）令和2年度計画において、ダム定期検査を8施設、ダム等の管理に係るフォローアップを6施設で計画している。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注4）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注5）従事人員数は、1月1日時点。

（注6）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。</p> <p>確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。</p> <p>また、施設の老朽化対策及び耐震対策等のための施設更新等に当たっては、政府が定めた「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」に基づき、引き続き、水需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進すること。</p> <p>また、施設の老朽化対策及び耐震対策等のための施設更新等に当たっては、政府が定めた「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」に基づき、引き続き、水需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る個別施設計画の見直しを的確に行うこととし、併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進すること。</p> <p>加えて、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p>	<p>施設の老朽化対策、耐震対策等のための施設更新等に当たっては、水路等施設の機能診断調査やダム定期検査の結果を踏まえ、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づく個別施設計画の見直しを図りつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進する。併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成29年6月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p>	<p>①日常からのダムの安全管理に加え、ダム定期検査を8ダムで実施し、その機会等に、利水者等との意見交換や施設見学等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。</p> <p>また、大規模地震に対する耐震性能照査等を実施し、防災性能の向上等の新たなニーズに対応するための戦略的メンテナンスを進める。</p> <p>施設の長寿命化施策の実施に向けた調査、個別施設計画の見直しを行う。「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」に基づき、6施設で実施する。</p> <p>ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための運用、施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進し、事業化が必要となった施設は、関係機関と調整を進め、事業の必要性、有効性等の観点から事業の事前評価を実施し、再生事業等に着手するよう努める。</p> <p>②水路等施設について、劣化状況を把握し、耐震性能照査等の結果も踏まえ、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ機能保全対策を行う等、ストックマネジメントの取組を展開する。</p> <p>特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策等により改築を要する施設は、速やかに関係機関と調整を進め、事業の必要性、有効性</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt; インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の見直し回数</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 計画的な施設・設備の点検等に加えて、施設の老朽化に的確に対応しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. ダム定期検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの定期検査を8ダムで計画どおりに実施した。定期検査の結果、一部のダムにおいて速やかな措置を講じる必要があるとされたことから、今後、速やかな補修や状況監視等を行うこととした。これ以外のダムについては、直ちにダムの機能や安全性に影響を及ぼすような異常は確認されなかった。</li> <li>定期検査状況の利水者等向け現地視察会を2ダムで開催した。延べ39名が参加し、各施設の状態を情報共有してリスクコミュニケーションを図った。</li> <li>2ダムでダム総合点検に着手した。</li> <li>布目ダムにおいて、令和3年2月に発生した点検孔マンホール蓋のボルト締めがされなかったことを原因として、減勢池内の水が点検孔を通り利水バルブ室へ浸入した事案に対し、速やかに記者発表を行うとともに、全国一斉調査を行った。また、類似の事故が発生しないよう理事長より全職員に注意喚起を行うとともに、3部室長連名で類似リスクの再発防止を図るための事務連絡を全事務所に発出し、再発防止の徹底を図った。</li> <li>ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、5ダム、1堰、1水路において、「定期報告書」を作成し、ダム等の管理に係るフォローアップ委員会の審議を経て、公表した。</li> <li>令和2年度は附属施設等について耐震性能照査を実施した。また、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」(平成24年2月 国土交通省水管理・国土保全局治水課)に基づき、4堰でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進めた。</li> <li>気候変動の影響に対するダム再生手法について、モデル流域(佐田川)において既設ダムの有効活用の観点から治水対策の検討を実施した。</li> <li>24ダムで堆砂測量を実施するとともに、施設管理規程等に基づくダム施設の計測、点検を実施し、長寿命化に向けた調査、分析を行った。</li> <li>インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく個別施設計画を策定していたダム等全31施設のうち、矢木沢ダム、奈良俣ダム、草木ダム、阿木川ダム、徳山ダム、室生ダム、布目ダム、池田ダム、利根川河口堰、旧吉野川河口堰、筑後大堰の11施設について計画の見直しを行うことで、施設の機能回復、長寿命化に資する取組を着実に進めた。</li> <li>洪水時に堆砂の進行した寺内ダム、下久保ダム、浦山ダムで、災害復旧工事による堆砂対策を実施した。下久保ダムについて貯砂ダム、浚渫、排砂バイパス等の堆砂対策について検討を行うとともに、早明浦ダムの堆砂対策として貯砂ダムの新設に向けた設計を行った。</li> <li>ダムの弾力的管理指針(案)の改定を踏まえ、銅山川ダム群弾力的管理試験要領を改定したことにより、富郷ダムで確保する活用貯留水の運用幅が拡大した。</li> </ul> <p>〔以上1-1-4 ① pp.54～57〕</p> <p>イ. 水路等施設の機能診断調査及び機能保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水路等施設については、令和3年度に全20施設の機能保全計画の見直しを実施する計画としており、令和2年度は15施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査などの機能診断調査を計画的に実施するとともに、調査結果を踏まえた機能保全計画の見直しに向けてデータ整理を進めた。</li> <li>豊川用水他3施設では、機能診断調査の結果を踏まえて管水路の敷設替え等の機能保全対策を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの定期検査等を計画的に実施した。ダム定期検査を実施したダムのうち2ダムでは、現地視察会を開催し、個々の施設の状態について認識の共有を図った。</li> <li>布目ダムにおいて減勢池内の水が利水バルブ室に浸入した事案に対し、再発防止の徹底を図った。</li> <li>附属施設等について耐震性能照査を実施し、また4堰でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を進めた。</li> <li>ダム等全31施設で策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく個別施設計画を11施設で見直し、施設の機能回復、長寿命化に資する取組を進めた。</li> <li>水路等施設については、15施設の機能診断調査及び「水路等施設の機能保全の手引き(案)」の策定、2施設(3箇所)の調整池等附帯構造物の耐震性能照査を実施するとともに、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ、4施設の機能保全対策を行う等ストックマネジメントの取組を推進した。</li> <li>耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画作成のための調査制度の創設により、機構が事業主体として整備できなかった機構施設への対応が可能になるとともに、機構の農業の競争力強化への貢献や、計画立案にかかる農業利水者の負担軽減が図られることとなっ</li> </ul>	

<p>さらに、施設管理に      附帯する業務や発電      等の受託業務の的確      な実施を行うこと。</p>		<p>等の観点から事業の      事前評価を実施し、      改築事業に着手する      よう努める。      ③電気・機械設備の      更なるライフサイク      ルコストの低減、施      設の長寿命化及び      確実な機能維持を      図るため、適切に機      能保全計画の見直      しを実施する。      ④耐震化の図られて      いない建築物につ      いては、早期に耐震      補強が実施できる      よう、利水者等との      調整を進める。      ⑤ 施設管理に附      帯する業務及び委託      に基づき実施する発      電に係る業務につ      いても、的確な実施      を図る。      また、水資源の利      用の合理化に資す      るため、機構法第 12      条第 1 項第 2 号ハに      規定する施設の管      理を受託した場合      には、的確な管理      を行う。      ⑥ 地上権等の存      続期間の更新につ      いて、関係機関と      の連携を図る。ま      た、「地下等の使用      に伴う地上権の設      定指針」について      、現場での運用に      よる知見等を踏ま      えた改善を進め、      房総導水路、三重      用水、豊川用水に      おいて再設定契約      を着実に進捗させ      るとともに、新た      に成田用水におい      ても再設定契約を      開始する。</p>		<p>また、より効率的かつ持続可能なストックマネジメントを推      進するため、機構施設の実情に即した機能保全計画策定（見      直し）の具体的な手法をとりまとめた「水路等施設の機能保      全の手引き（案）」を策定し、事務所等へ周知を行った。</p> <p>ウ. リスクコミュニケーションの推進      ・機能診断調査の結果や水理性能の検証、耐震性能照査の結果      等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を利用し、利水者との      リスクコミュニケーションを水路等全 20 施設で実施した。</p> <p>エ. 水路等施設の耐震性能照査      ・管理中の 2 施設の調整池（3 箇所）において、附帯構造物の      耐震性能照査を実施した。</p> <p>オ. 事業制度の創設・拡充の取組      ・耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を      踏まえた事業実施計画の案を作成するための調査について、      必要性を整理した上で農林水産省に提案・調整した結果、農      地防災事業制度等の拡充、地区調査制度の創設につながった。</p> <p>カ. 水路等施設の改築事業等の着手に向けた取組      ・令和元年度に事業計画が適切と判断された香川用水について、      関係主務省や利水者等関係機関と調整を行い、8 月 28 日付け      で事業実施計画の認可を得て緊急対策事業に着手した。      [以上 1-1-4 ② pp. 57～59]</p> <p>キ. 電気・機械設備の機能保全計画に関する取り組み      ・電気通信設備の健全度評価手法に基づく、点検結果を踏ま      えた各設備の健全度評価を実施し、矢木沢ダム等 7 施設にお      いて、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。併      せて、本機能保全計画を電気通信設備の整備・更新計画に反      映させ、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び      確実な機能維持を推進した。      電気通信設備の中間整備や部分更新、設備診断のための技術      力の維持向上を図るため、O J T 研修を計 15 回実施し、延べ      170 名が参加した。      ・機械設備管理指針に基づく、点検結果等を踏まえた各設備の      健全度評価を実施し、矢木沢ダムなど 7 施設において、機能      保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。併せて本機      能保全計画を機械設備の整備・更新計画に反映させ、ライフ      サイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な機能維持      を推進した。      点検技術の向上を目的とした技術講習会、設備点検を兼ねた      現地研修会を計 50 回実施し、延べ 452 名が参加した。      [1-1-4 ③ pp. 59～60]</p> <p>ク. 建築物に係る耐震補強の実施に向けた利水者等との調整      ・木曾川用水では、弥富揚水機場耐震補強の早期の実施に向け      て利水者との調整を進めた。千葉用水では、次期の改築事業      等において 4 揚水機場の耐震補強を実施する方針として、管      理運営協議会や推進協議会等の場で利水者との調整を進め      た。      [1-1-4 ④ p. 60]</p> <p>ケ. 施設管理に附帯する業務の実施及び委託に基づき実施する      発電に係る業務      ・管理業務では、国土交通省、県、土地改良区、電力会社等      から 25 件の施設管理に附帯する業務の委託を受け、施設の管      理、運転操作、整備等を的確に実施した。      ・吉野川水系銅山川に連続して位置する 3 ダムの一体的な管理      によるダム管理の合理化を目的として、令和 3 年 4 月から機</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香川用水については、主務省及び関係機関等と調整を行い、事業実施計画の認可を得て緊急対策事業に着手した。</li> <li>電気通信設備維持管理計画作成手順(案)、機械設備管理指針に基づき、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図るため、点検結果等を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、矢木沢ダムなど 7 施設において機能保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。</li> <li>耐震化が必要な揚水機場の建築物について、利水者と対策実施に向けた調整を進めた。</li> <li>国土交通大臣と機構理事長との間で「柳瀬ダムの管理に関する協定書」を締結し吉野川水系銅山川に連続して位置する 3 ダムの一体的な管理によるダム管理の合理化を図ることとした。</li> <li>水路施設の権利保全や地上権等の更新について、農林水産省と意見交換を行い、連携を図った。地下等の使用に伴う地上権の設定指針について運用を図った。地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約を着実に進め、37 件を処理した。</li> <li>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;      特になし。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

				<p>構で柳瀬ダムの管理を受託すべく、国土交通大臣と機構理事長との間で「柳瀬ダムの管理に関する協定書」を締結した。 〔1-1-4 ⑤ pp. 60～61〕</p> <p>コ. 地上権等更新に係る関係機関との連携及び地上権等更新の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水路施設の権利保全や地上権等の更新について、関係機関である農林水産省と意見交換を行い、連携を図った。 「地下等の使用に伴う地上権の設定指針」について周知するとともに、当該指針の課題の把握及び更なる改善に取り組むための運用を図った。房総導水路、三重用水、豊川用水及び成田用水に係る地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約を着実に進め、令和2年度は37件を処理した。 〔1-1-4 ⑥ p. 61〕</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	海外調査等業務の適切な実施		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間実績値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
									予算額（千円）	43,573,066	45,967,077	45,457,032
									決算額（千円）	40,331,708	43,589,472	44,491,700
									経常費用（千円）	110,042,915	111,397,356	114,215,290
									経常利益（千円）	△1,031,805	△1,190,979	△1,010,864
									行政コスト（千円）	59,342,477	112,673,836	114,177,497
									従事人員数	850	862	873

(注1) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注2) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注3) 従事人員数は、1月1日時点。

(注4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、海外の水資源案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施すること。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理（Integrated Water Resources Management）をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理（Integrated Water Resources Management）をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、我が国事業者の事業参入促進のための海外の水資源案件への調査等を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. コロナ禍における海外調査等業務の実施</p> <p>・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により海外渡航が困難になったことから、海外の水資源開発事業への我が国事業者の参入の促進に資する現地調査、対象国政府関係機関との協議等について進捗が危惧されたところであるが、WEB会議システムを活用した協議等により効率的な業務の実施に努め、後述する我が国事業者の参入の促進に資する調査等に当たっても成果を挙げることができた。 〔1-1-5 p. 63〕</p> <p>イ. 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るODA案件への参画</p> <p>・JICAが委託する海外インフラ事業に係るODA案件について、機構が有する水資源開発施設の建設、維持管理・運用技術や利害関係者との調整に関する経験や水資源分野における管理組織や法制度のノウハウと民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合したJVの組成等により、令和元年度に引き続き実施した業務3件に加え（うち1件は令和2年8月に完了）、2件の調査等業務に新たに参画し（平成30年度：1件 令和元年度：2件）、施工段階において我が国事業者の参入が期待される案件形成の支援を行った。</p> <p>&lt;令和2年度の主な実施状況&gt;</p> <p>【フィリピン国 パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）詳細設計（令和2年8月完了）】</p> <p>機構は、立ち上げ後6年間活動が滞っていた利害関係者調整の役割を担う洪水対策委員会の開催支援を行うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等を連携させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置いた維持管理計画の策定を行った。それらを踏まえ、本邦技術を取り入れた構造物の詳細設計を我が国事業者が行い、先方政府が工事発注準備を進める段階にまで発展させた。</p> <p>本業務については、発注者であるJICAから、「当初の期待を上回るレベルの業務が実施された」と評価され、機構が担当した「非構造物対策」に関し、課題解決の提案を主体的に行い、関係者の助言も踏まえて検討を進めたことが特筆された。</p> <p>さらに、JICAからはJVにおいて本邦技術が適切に活用されるよう検討を行ったこと等も評価する旨のコメントも得ており、今後の施工段階における我が国事業者の参入という面でも成果を挙げた。</p> <p>【フィリピン国 全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査（令和3年2月契約締結）】</p> <p>機構は公的機関としてのノウハウを活用し、同国内での水資源関連法制度及び関連機関・計画に係る現状分析を実施し、JV調査団のインセプションレポートに反映した。同国政府との間において、同レポートを踏まえた今後の調査、検討方針につき合意を形成し、我が国事業者の海外インフラ展開に向けた基盤作りに成功した。</p> <p>【フィリピン国 パラニャーク放水路整備事業準備調査（令和3年2月契約締結）】</p> <p>機構は調査を受注した民間コンサルタントからの依頼を受け、技術者補強の形態で協力を実施することとした。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>・コロナ禍により相手国政府関係者等との対面協議や調整が困難となったが、WEB会議システムを活用して協議を継続し、相手国との交渉や調整を効率的に実施し、成果を挙げた。</p> <p>・機構が有する技術や経験、ノウハウを活かし、我が国事業者とのJVの組成等により、JICAがODA業務として委託する2件の調査等業務に新たに参画し（平成30年度：1件 令和元年度：2件）、施工段階において我が国事業者の参入が期待される案件形成の支援を行った。</p> <p>・令和2年8月に完了したフィリピン国パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）詳細設計では、機構が有する高い維持管理技術力を活かした洪水対策委員会の活性化への寄与、操作ルールの策定及び維持管理計画の策定を行った。機構が担当した業務については発注者であるJICAから期待を上回るレベルと評価され、機構が担当した業務についても特筆され、機構がそのノウハウを活かすことによってJVに貢献したほか、今後の施工段階における我が国事業者の参入が期待できるという面でも成果を上げることができた。</p> <p>・コロナ禍で海外渡航が困難となったが、インドネシア国の2件のダム再生事業について国内の関係機関との綿密な調整を実施した上で、インドネシア国政府機関等</p>	

				<p>本業務に携わる機構技術者は、公的機関である機構がもつノウハウを活用し、「非構造物対策」分野の担当として、ラグナ湖沿岸地域総合洪水管理計画の策定に当たっての非構造物対策に係る検討や、実施機関（フィリピン国公共事業道路省）に対する必要な技術支援を行う。さらに同事業は本邦技術の活用が想定されていることを踏まえ、今後の施工段階においても我が国事業者が参入可能となるよう、民間コンサルタントと協力して同調査業務を的確に進めていく。 〔1-1-5 pp. 63～65〕</p> <p>ウ. 我が国事業者の参入の促進に資する調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託業務の実施や他機関からの依頼を受けたアドバイザーとしての活動を通じ、海外の情報収集及び専門的知見の提供用を行うことで水資源開発案件に関する課題やニーズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等、我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を行った。主なものは以下のとおり。</li> <li>・「インドネシア国におけるダム再生」については、以下の取組を行った。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ダム再生事業2案件について、我が国事業者参入の観点から、日本における過去のダム再生事業に係る経験も踏まえた技術検討を実施</li> <li>2) 1)における技術検討も踏まえ、国土交通省とも協働して同国政府に対し、ダム再生事業に係る技術提案を行うなど、案件形成に向けた調整を推進した。</li> </ol>       これらの取組により、同国政府においてダム再生事業に係る理解の深化が進んだ結果、これら2案件については、令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020～2024」へも掲載された。同リストへの掲載は、これら2案件について対外借款による事業実施意思が公式に表明されたという意義があり、事業化に向けた大きな進展となった。</li> <li>・「ミャンマー国における統合水資源管理マスタープラン」については、JICAからの要請を受け、同マスタープラン開発調査の実施に向けたJICA調査団に「治水施設管理／水文観測」分野の専門家として職員1名を選定して、令和2年9月から10月の間ミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見の提供等を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月のミャンマー国政府側との合意形成に貢献した。 〔1-1-5 pp. 66～67〕</li> </ul> <p>エ. 我が国事業者及びその他の関係者との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構は「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」（以下、本項目において「活性化協議会」という。）の事務局機関として、構成員の意見の集約、調整などを実施し、関係省庁、関係団体等間の協力関係の構築・維持に努めている。令和2年度については、全体会議を2回開催したほか、以下の取組を行った。</li> <li>・活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、「インドネシア国におけるダム再生」に関する案件について、現状把握及び今後の相手国政府との協議や技術検討に向けて必要となる課題整理等を実施した。</li> <li>・「水資源分野における日本の技術集（案）」に係る時点更新版の作成に当たり、活性化協議会の構成員から内容の改訂及び今後掲載すべき技術の提案を受け、取りまとめた（後述）。</li> <li>・その他、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を実施した（計10回実施）。 〔1-1-5 p. 68〕</li> </ul> <p>オ. 本邦技術情報のとりまとめ</p>	<p>との間で計14回のWEB会議による協議等を実施し、課題解決のための具体的な技術提案等、同国政府機関の理解を得るべく真摯に対応し、同国の「中期計画対外借款リスト2020～2024」へのこれら2案件の掲載を実現した。同国政府側の対外借款による事業実施意思が対外的に明確化された事業化に向けて大きな成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー国における統合水資源管理マスタープランに関する案件については、JICAからの要請を受け、同マスタープラン開発調査の実施に向けた調査団に「治水施設管理／水文観測」分野の専門家として職員1名を派遣して、令和2年9月から10月の間ミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見等の提供等を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月のミャンマー国政府側との合意形成に貢献した。</li> <li>・我が国事業者の更なる海外事業への参入促進に資するため、昨年度に機構がとりまとめた水資源分野に関する本邦技術集となる「水資源分野における日本の技術集（案）」について、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を個票として追加するとともに、記述内容の充実を図り、より有用なものとした。</li> <li>・当該業務項目である「海外調査等業務の適切な実施」は、海外インフラ展開法の施行を踏まえ、平成30年8月に中期目標の変更指示を受けて以降、実質2年半という期間の中で、また水資源</li> </ul>	
--	--	--	--	---	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる我が国事業者の海外事業への参入促進に資するため、昨年度に機構が取りまとめた水資源分野に関する本邦技術集となる「水資源分野における日本の技術集（案）」について、より質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を個票として追加するとともに、記述内容の充実を図った。 〔1-1-5 pp. 68～69〕</li> </ul> <p>カ. 機構内の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際業務実施に係る体制強化の一環として、機構内の一般研修において国際業務に係る講義を1回実施したほか、12月に国際業務説明会を2回開催し、国際業務に係る人材育成の強化を図った。 〔1-1-5 p. 69〕</li> </ul>	<p>分野は相手国政府の影響力が強い分野であるうえ、価格競争力等の理由により水インフラ事業の海外市場における日本企業のシェアが1%に満たない現状であり、さらには、令和2年度はコロナ禍により海外渡航が困難である等、非常に厳しい業務環境の中で実施したものである。</p> <p>上記の状況において、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) フィリピン国に関するODA案件について民間コンサルタントと協働して新たに2件受注したほか、令和2年度に完了させた案件についても、機構の実務経験と技術力も活用して、我が国事業者の海外展開が期待されているプロジェクトの質の確保に貢献し、</li> <li>2) インドネシア国におけるダム再生に関する2案件について、技術検討及びWEB会議システムを活用した国内外関係者との調整などを実施した結果、同国の「中期計画対外借款リスト2020～2024」へのこれら2案件の掲載を実現し、同国政府側の対外借款による事業実施意思の明確化という、事業化に向けた大きな成果を得た。</li> </ol> <p>これらの取組によって、我が国事業者の海外展開の機会を拡大し、質的・量的にも成果を確保できたものと考えており、当該成果は中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	--	--	---	---

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	ダム等建設業務		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」（国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。）</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
思川開発事業進捗率（実績値）	—	49.2%	50.6%	53.2%	63.3%				予算額（千円）	50,797,520	52,892,355	35,279,516	
川上ダム建設事業進捗率（実績値）	—	58.3%	60.0%	66.3%	77.2%				決算額（千円）	45,621,426	42,678,311	38,645,723	
小石原川ダム建設事業進捗率（実績値）	令和元年度に工事を完成させる。	47.4%	68.8%	※1	—				経常費用（千円）	484,182	718,912	714,645	
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率（実績値）	—	—	—	—	16.0%				経常利益（千円）	—	—	—	
早明浦ダム再生事業進捗率（実績値）	—	—	0.8%	1.7%	3.3%				行政コスト（千円）	213,281	725,302	714,645	
									従事人員数	279	262	223	

〈定量目標〉小石原川ダム建設事業：令和元年度に工事を完成させる。

〈指標〉思川開発事業進捗率、川上ダム建設事業進捗率、藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率、早明浦ダム再生事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

※1：ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完成させた（指標によらず定量目標に対して記載）

（注1）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 計画的で的確な施設の整備</p> <p>① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト削減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。</p> <p>② 事業進捗に必要な予算の確保が難しい場合は、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。</p>	<p>(1) 計画的で的確な施設の整備</p> <p>ダム等建設業務を着実に推進する。このうち、小石原川ダム建設事業については令和元年度に工事を完成させる。(定量目標)</p> <p>思川開発事業については令和6年度まで、川上ダム建設事業については令和4年度まで、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)については令和4年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p> <p>① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト削減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組みとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理に努める。</p> <p>また、自然災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力</p>	<p>(1) 計画的で的確な施設の整備</p> <p>別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p> <p>① ダム等事業については、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト削減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を図り、別表2に掲げる事業のうち、2施設の新築事業(思川開発、川上ダム建設)及び2施設の改築事業(藤原・奈良俣再編ダム再生(奈良俣ダム関係)、早明浦ダム再生)については、事業を進捗させる。</p> <p>また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p> <p>なお、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく事業評価(ダム検証)を実施中の木曾川水系連絡導水路については、中部地方整備局と共同してダム検証に係る検討を行う。</p> <p>② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>小石原川ダム建設事業 令和元年度に工事を完成させる。</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>思川開発事業進捗率</p> <p>川上ダム建設事業進捗率</p> <p>藤原・奈良俣再編ダム再生(奈良俣ダム関係)事業進捗率</p> <p>早明浦ダム再生事業進捗率</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 事業費・工程管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト削減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。丹生ダムの事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等の実施状況を委員会に報告した。</li> </ul> <p>イ. ダム等建設事業の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>思川開発事業については、導水路工事、ダム本体工事の準備工事、付替県道工事等を継続して実施した。12月にはダム本体工事を契約し、令和3年2月にはダム本体基礎掘削を開始するなど事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率:63.3%)。</li> <li>川上ダム建設事業については、ダム本体工事では、コンクリート打設を継続して実施し、12月には打設量の約9割に当たる40万㎡に到達するなど、順調に工事を進捗させた。このほか、取水放流設備工事、常用洪水吐き設備工事及び斜面对策工事を継続して実施し進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率:77.2%)。</li> <li>早明浦ダム再生事業については、増設放流設備の水理模型実験の実施、施工計画の検討のほか、用地取得に向けた交渉や環境調査・地質調査等の継続した実施等により事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率:3.3%)。</li> <li>藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)については、4月に国土交通省から事業承継を受け、事業に着手、令和3年2月に洪水放流設備改良工事を契約締結して事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率:16.0%)。</li> </ul> <p>ウ. 事業廃止に伴い追加的に必要となる工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる、現県道の原形復旧等を行った。</li> </ul> <p>エ. 事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木曾川水系連絡導水路事業については、ダム事業の検証に係る検討の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進めた。 〔以上1-2-1(1) ① pp.72~74〕</li> </ul> <p>オ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の削減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともにCIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。</li> <li>南摩ダム(思川開発)では、調査・設計段階においてダム本体型式をコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム(CFRD)に変更し、ダム堤体積(盛立量)を削減して、材料山に関する費用(土質材料採取工事費、用地費)を削減するとともに工事による地形改変面積の縮小により環境影響の低減に寄与した。山岳道路工事では、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム(NETIS)を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。</li> <li>川上ダムでは、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築し、設計段階では構造物の設計照査、施工段階では地質スケッチ図に基づく3次元化及び基礎処理データの可視化による基礎地盤情報と施工実績対比によるグラウチング効果の検</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>思川開発事業、川上ダム建設事業ほか各事業については、円滑な業務執行、コスト削減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行った。</li> <li>思川開発事業では、導水路工事等を進捗させ、新たにダム本体工事を契約・着手し、工事の進捗を図った。川上ダム建設事業では、12月にはダムコンクリート打設量の約9割にあたる40万㎡に到達するなど、着実に工事を進捗させた。早明浦ダム再生事業、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)、丹生ダムの事業廃止に伴う追加的に必要な工事においても、計画的に事業執行を図った。</li> <li>木曾川水系連絡導水路について国と連携し、ダム検証の検討を進めた。</li> <li>事業費の削減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、CIMの活用新たな知見も取り入れ、各種仕様を見直すとともに、コスト削減と設計等の最適化に取り組んだ。</li> <li>特定事業先行調整費を活用して支弁した資金を計画どおり回収した。</li> <li>思川開発事業及び丹生ダムでは、委託を受けた道路拡幅等の工事を計画通りに実施し、附帯する業務についても的確に実施した。</li> <li>早明浦ダム再生事業について、全体工事施工計画</li> </ul>	

	<p>軽減するとともに、業務に支障のない範囲で関係機関等の被害軽減に努める。</p> <p>② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ確かな実施に努める。当該中期目標の期間に完成を予定する小石原川ダム建設事業の計画的かつ確かな実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度及びダム建設調整費制度を活用する。</p> <p>特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金(以下「交付金」という。)及び機構法第35条に規定する補助金(以下「補助金」という。)の一部に相当する資金を支弁する。</p> <p>ダム建設調整費制度においては、交付金、機構法第25条第1項に規定する水道の用に供する者が負担する負担金及び補助金の一部に相当する資金に充てるため、機構法第32条に基づく長期借入金をする。</p> <p>なお、上記により支弁した資金及び長期借入金を充てた資金については、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収及び長期借入金の償還を完</p>	<p>③ 小石原川ダム建設事業において、平成30年度、令和元年度に特定事業先行調整費制度を活用し支弁した資金のうち2,660百万円を回収する。</p> <p>④ 思川開発事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に付帯する付替道路について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。</p> <p>また、丹生ダムにおいては、ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。</p> <p>⑤ 事業に付帯する業務についても確かな実施を図る。</p>		<p>証に取り組み、維持管理段階ではダム管理での各種観測結果の分析・評価に必要となる設計・施工段階の情報を継承するしくみを作り、維持管理の効率化・高度化に取り組んだ。ダム完成後の景観イメージの確認やスマートフォンを利用したVR体験のツールとして広報・景観検討にも活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早明浦ダム再生事業では、増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化し、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画をより精度の高いものとするとともに時間情報を付与した4次元モデル作成により施工ステップの可視化に取り組んだ。</li> </ul> <p>放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程では学識者・専門家で構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を2回開催し、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得て、設計・施工計画の最適化に取り組んだ。 〔1-2-1(1) ② pp.74～78〕</p> <p>カ. 特定事業先行調整費制度を活用し支弁した資金の回収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費を活用し支弁した資金のうち、今年度回収すべき金額については計画どおり回収した。 〔1-2-1(1) ③ p.78〕</li> </ul> <p>キ. 水源地域の振興及び生活再建対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に付帯する付替道路工事を、基本協定等に基づく関係県等からの委託等を受けて実施した。</li> <li>・丹生ダム建設事業廃止に伴い、機構が実施する原形復旧に併せて滋賀県が実施する道路改良工事を効率的に実施するために締結した基本協定に基づき、滋賀県から委託を受けて工事を実施した。 〔1-2-1(1) ④ p.78～79〕</li> </ul> <p>ク. 事業に付帯する業務の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業及び丹生ダム建設事業廃止に伴い実施する道路整備において、関係県からの委託を受けて道路付替や道路拡幅の工事を実施した。 〔1-2-1(1) ⑤ p.79〕</li> </ul> <p>ケ. 既設ダムの有効利用に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組として、早明浦ダム再生事業については、本体実施設計に向けた地質調査、既設ダム堤体の健全性調査、増設放流設備の配置設計と水理模型実験を開始し、併せて貯水池運用しながらの全体工事施工計画の検討を実施するなど着実に進めた。また、藤原・奈良俣再編ダム再生事業については、事業実施計画の認可を得て事業に着手し、12月には洪水放流設備の改良工事を工事公告し、令和3年3月に契約締結した。</li> </ul> <p>近年の豪雨における、機構ダムで計画規模を超える流入量の発生や、気候変動の影響により豪雨が頻発化・激甚化すると予測を踏まえ、流域の洪水被害軽減を目的とした既存ダムの有効活用について、モデルダムを選定し、検討した。</p> <p>コ. i-Construction &amp; Managementの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川上ダムにおいて建設段階から管理段階へ円滑に移行するため、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築し、設計、施工時の活用だけでなく、施工段階の品質・出来形等に関する情報を維持管理段階で効果的・効率的に活用できるしくみ作りに取り組むなど、調査・測量から設計、施工、検査、維</li> </ul>	<p>の検討等を着実に進め、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)を着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・i-Construction &amp; Managementの推進を図り、技術の向上によって開発された成果を積極的に活用し、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを導入し、建設段階の情報を維持管理で効果的・効率的な活用に取り組んだ。</li> <li>・ダム管理用水力発電の導入については、思川開発事業(南摩ダム)における施設計画等の検討及び川上ダム建設事業における発電設備工事の施工を継続し、ダム管理用水力発電の導入等を着実に進めた。</li> <li>・難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>(2)ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p>	<p>了する。 ④ ダム等事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施する。 ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。</p> <p>(2)ダム再生の取組 近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組について、計画的かつ的確な事業執行を図る。また、i-Construction &amp; Managementの推進を図り、技術の向上によって開発された成果を積極的に活用し、建設段階の情報を維持管理で効果的・効率的に活用する取組や、ダム管理用発電の導入等を進める。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p>	<p>(2)ダム再生の取組 近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組について、計画的かつ的確な事業執行を図る。また、i-Construction &amp; Managementの推進を図り、技術力の向上によって開発された成果を積極的に活用し、建設段階の情報を維持管理で効果的・効率的に活用する取組や、ダム管理用発電の導入にむけた各事業の段階に応じた取り組みを進める。</p> <p>(3)特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p>		<p>持管理・更新、改築までのあらゆる建設生産プロセスの現場において、抜本的な生産性の向上、効率化及び高度化を図るためのi-Construction &amp; Managementを推進した。</p> <p>サ. ダム管理用水力発電の導入に係る検討 ・思川開発事業（南摩ダム）においては、ダム管理用水力発電設備の施設計画等を検討中であり、川上ダム建設事業においては、発電設備工事を実施中である。 〔以上1-2-1(2) pp.80～84〕</p> <p>シ. 特定河川工事の代行（特定改築工事に係るもの） ・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）業務は生じなかった。 〔1-2-1(3) p.85〕</p>		
---	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	用水路等建設業務		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」（国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。）</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
群馬用水緊急改築事業進捗率（実績値）	平成30年度に事業を完了させる。	78.1%	事業完了						予算額（千円）	22,751,129	15,525,932	16,145,093	
房総導水路施設緊急改築事業進捗率（実績値）	令和2年度に事業を完了させる。	55.4%	73.2%	84.6%	事業完了			決算額（千円）	16,444,717	16,355,388	17,762,642		
木曾川右岸緊急改築事業進捗率（実績値）	令和2年度に事業を完了させる。	-	73.3%	89.1%	事業完了			経常費用（千円）	239,912	89,687	7,706,797		
利根導水路大規模地震対策事業進捗率（実績値）	-	-	46.4%	60.7%	74.5%			経常利益（千円）	-	-	-		
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	-	18.3%	27.2%	35.1%	44.0%			行政コスト（千円）	152,111	89,687	7,706,797		
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（実績値）	-	-	24.5%	57.9%	86.4%			従事人員数	183	172	189		
福岡導水路施設地震対策事業進捗率（実績値）	-	-	0.1%	2.2%	4.6%								
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	-	-	-	3.8%	8.5%								
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	-	-	-	-	7.9%								

〈定量目標〉群馬用水緊急改築事業：平成30年度に事業を完了させる  
房総導水路施設緊急改築事業：令和2年度に事業を完了させる  
木曾川右岸緊急改築事業：令和2年度に事業を完了させる

〈指標〉利根導水路大規模地震対策事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率、福岡導水路施設地震対策事業進捗率、成田用水施設改築事業進捗率、香川用水施設緊急対策事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

（注1）木曾川右岸緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第1回計画変更後の総事業費をもとに算出している。これに伴い、これらの事業にかかる「前中期目標期間最終年度値」については「－」表示としている。

（注2）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注3）従事人員数は、1月1日時点。

（注4）独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。</p>	<p>用水路等建設業務を着実に推進する。このうち、群馬用水緊急改築事業については平成30年度、房総導水路施設緊急改築事業及び木曾川右岸緊急改築事業については令和2年度までに事業を完了させる。(定量目標)</p> <p>また、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度まで、福岡導水路施設地震対策事業については令和14年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>別表3「用水路等事業」に掲げる9施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。</p> <p>① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組みとともに、事業費・工程の適正な管理に</p>	<p>別表3「用水路等事業」に掲げる8施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。</p> <p>① 用水路等事業については、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、事業費・工程の適正な管理に努め、別表3に掲げる8事業のうち、房総導水路施設緊急改築事業、木曾川右岸緊急改築事業を完了させる(定量目標)とともに、6事業(利根導水路大規模地震対策、豊川用水二期、愛知用水三好支線水路緊急対策、福岡導水路施設地震対策、成田用水施設改築及び香川用水施設緊急対策)について、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に事業を進捗させる。</p> <p>② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 2件の受託事業(朝霞水路2号沈砂池耐震化及び佐布里池耐震化)について、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。</p> <p>④ 房総導水路施設緊急改築事業において、用水の安定供給と設備の機能回復を図るため、横芝揚水機場ポンプ設備及び大網・長柄揚水機場ポンプ設備の</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>群馬用水緊急改築事業 平成30年度に事業を完了させる。</p> <p>房総導水路施設緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。</p> <p>木曾川右岸緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>利根導水路大規模地震対策事業進捗率</p> <p>豊川用水二期事業進捗率</p> <p>愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率</p> <p>福岡導水路施設地震対策事業進捗率</p> <p>成田用水施設改築事業進捗率</p> <p>香川用水施設緊急対策事業進捗率</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 事業制度の創設・拡充の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画の案を作成するための調査について、必要性を整理した上で農林水産省に提案・調整した結果、農地防災制度等の拡充、地区調査制度の創設につながった。</li> </ul> <p>イ. 事業費・工程管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な事業費及び工程管理を実施するために、各事業とも利水者、関係機関、あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催した結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。</li> </ul> <p>ウ. 用水路等建設事業の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利根導水路大規模地震対策事業では、利根大堰等の堰構造物及びゲート設備等耐震補強を実施し、朝霞水路で宗岡水路の耐震補強等を実施した(令和2年度末までの事業進捗率:74.5%)。</li> <li>房総導水路施設緊急改築事業では、横芝・大網・長柄揚水機場のポンプ設備等改修工事やトンネル、サイホンの耐震補強工事等を実施し、計画どおり事業を完了させ、定量目標を達成した。</li> <li>豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事等のほか、牟呂幹線水路の改築工事等を継続して実施した(令和2年度末までの事業進捗率:44.0%)。</li> <li>木曾川右岸緊急改築事業では、左岸幹線水路及び幹線用水路、支線水路において管水路の更新工事を実施し、計画どおり事業を完了させ、定量目標を達成した。</li> <li>愛知用水三好支線水路緊急対策事業では、三好池堤体耐震補強工事及び三好支線水路改築工事等を継続して実施した(令和2年度末までの事業進捗率:86.4%)。</li> <li>福岡導水路施設地震対策事業では、2号トンネル併設水路工事に着手するとともに、1号トンネル併設水路工事等のための調査を継続して実施した(令和2年度末までの事業進捗率:4.6%)。</li> <li>成田用水施設改築事業については、幹線水路(管路)の弁類等の更新工事等を継続して実施した(令和2年度末までの事業進捗率:8.5%)。</li> <li>香川用水施設緊急対策事業の事業実施計画の認可を受け、速やかに改築工事に必要な実施設計等を進めるとともに、改築工事に着手した(令和2年度末までの事業進捗率:7.9%)。〔以上1-2-2(1)① pp.88~92〕</li> </ul> <p>エ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。豊川用水二期事業では、大規模な仮設構造物が不要な工法を採用してコスト縮減を図った。木曾川右岸緊急改築事業では、更新工事に新規に開発されたALW形のダクタイル鋳鉄管を採用してコスト縮減を図った〔1-2-2(1)② p.92~93〕</li> </ul> <p>オ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水道局の委託を受け、朝霞水路2号沈砂池の2号連絡水渠の耐震対策工事を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画作成のための調査制度の創設により、機構が事業主体として整備できなかった機構施設への対応が可能になるとともに、機構の農業の競争力強化への貢献や、計画立案にかかる農業利水者の負担軽減が図られることとなった。</li> <li>計画的で的確な施設整備を推進するため、事業費・工程の適正な管理に努めコスト縮減を図りつつ、着実に事業を進捗させるとともに、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化に取り組んだ。</li> <li>房総導水路施設緊急改築事業及び木曾川右岸緊急改築事業について、計画どおり事業を完了させ、定量目標を達成し、老朽化した施設の機能回復などにより、さらなる用水の安定供給が図られ、事業効果が発現した。</li> <li>香川用水施設緊急対策事業について、事業実施計画の認可を受け、速やかに実施設計等に進め、改築工事に着手した。</li> <li>事業に附帯する業務として、2件の業務を受託し、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確に実施し業務を進捗させさせ、佐布里池の耐震化工事を計画どおり完了させた。</li> <li>揚水機場のポンプ設備更新等、水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等を計画的かつ的確に実施した。</li> </ul>	

	<p>努める。</p> <p>② 事業費の削減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。</p> <p>④ 水路等施設の電気・機械設備について、改築事業における老朽化対策では、設備の更新・整備を実施する。また、大規模地震対策では、設備の補強改造を実施する。</p> <p>⑤ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>⑥ 改築事業の必要性や改築技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。</p>	<p>総合運転調整を実施し、設備の更新・整備を完了させる。利根導水路大規模地震対策事業では、耐震性能を確保するため、前年度に引き続き、洪水吐き1号ゲート及び調節3、4号ゲートの整備を行う。併せて、調節1、2号ゲート及び土砂吐き1、2号ゲートの整備に着手する。</p> <p>成田用水施設改築事業では、用水の安定供給と設備の機能回復を図るため、新川揚水機場ポンプ設備及び小泉揚水機場ポンプ設備の改修計画の検討に着手する。</p> <p>⑤ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>⑥ 改築事業の必要性や改築技術について、地域住民等や関係機関に対し積極的な情報発信に努める。</p>		<p>・愛知県企業庁の委託を受け、綿密な配水調整を行いながら佐布里池の補強盛立工を実施し計画どおり耐震化工事を完了させた。 〔1-2-2(1) ③ p. 94〕</p> <p>カ. 水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・房総導水路施設緊急改築事業では、横芝・大網・長柄揚水機場の総合試運転を実施し、設備の更新・整備を完了させた。</li> <li>・利根導水路大規模地震対策事業では、利根大堰の調節3、4号ゲート及び洪水吐1号ゲートの開閉装置更新及び扉体整備を完了させ、調節1号、2号ゲート及び土砂吐き1号、2号ゲートの耐震補強工事に着手した。</li> <li>・成田用水施設改築事業には、新川・小泉揚水機場の特別高圧設備及びポンプ設備の実施設計に着手した。 〔1-2-2(1) ④ pp. 94～95〕</li> </ul> <p>キ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・房総導水路施設緊急改築事業では、導水路の通水停止を伴う工事に当たり、東金ダム、長柄ダムの貯留水を活用した用水供給の継続等について事前に説明を行い、利水者の理解を得て、11月と令和3年2月に実施した。</li> <li>・木曾川右岸緊急改築事業では、7月に木曾川水上流部施設整備検討委員会を開催し、令和2年度の施工内容と、施工に必要な通水切替え時期について調整を行い、既存の用水供給を絶やさないよう仮廻水路を構築し幹線水路の改築工事を実施した。</li> <li>・香川用水施設緊急対策事業では、高瀬支線水路の通水停止を伴う調査及び工事に当たり、水道用水供給は継続し、農業用水はため池貯留水による確保で利水者と調整し、計画的に事業の進捗を図った。 〔1-2-2(1) ⑤ pp. 95～97〕</li> </ul> <p>ク. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路緊急改築事業、豊川用水二期事業、木曾川右岸緊急改築事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業、福岡導水路施設地震対策事業、成田用水施設改築事業及び香川用水施設緊急対策事業において、工事見学会等を開催し、事業実施状況等について関係利水者等への情報提供を行い、事業についてより深い理解を得た。</li> <li>・豊川用水二期事業、木曾川右岸緊急改築事業及び福岡導水路施設地震対策事業において、地元説明会等を開催し、工事の必要性について理解を得た。 〔1-2-2(1) ⑥ pp. 97～98〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施としては、房総導水路施設緊急改築事業、木曾川右岸緊急改築事業及び香川用水施設緊急対策事業において、利水者等と調整し、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施した。</li> <li>・地域住民等や関係機関への積極的な情報発信については、改築事業の必要性等について、工事見学会の開催等を通じて、地域住民等や関係機関に対し積極的な情報発信に努めた。</li> <li>・難易度「高」と設定された本項目のこれらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	---	--	--	---	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費（注1） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 106,533,611千円	110,972,512千円	106,533,611千円	106,533,611千円	106,533,611千円				令和2年度計画は、平成29年度から4%縮減
事業費（注1） （実績値）	年度計画値の100%	—	102,111,560千円	95,880,484千円	91,790,232千円				—
上記縮減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（110,972,512千円）から4%縮減	—	8.0%	13.6%	17.3%				—
達成度	年度計画の縮減率に対する実績縮減率	—	200%	340%	430%				—
一般管理費（注2） （計画値）	今中期目標期間最終年度値 978,460千円	1,111,887千円	1,089,649千円	1,022,936千円	989,579千円				令和2年度計画は、平成29年度から11%削減
一般管理費（注2） （実績値）	年度計画値の100%	—	1,089,433千円	1,022,474千円	988,871千円				—
上記削減率 （%）	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（1,111,887千円）から12%削減	—	2.0%	8.0%	11.1%				—
達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	—	100%	100%	100%				—

（注1）事業費については、新築・改築事業費を除く。

（注2）一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。施設管理や建設事業の遂行に必要な体制を維持しつつ、調査・計画を機動的に実施できる適切な組織体制を構築すること。 ② 災害発生時等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、引き続き支社局等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう随時見直しを行うこと。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水交付金や国庫補助金、利水者負担金等により運営している。 業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行い、事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して4%削減すること。 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して12%削減すること。</p> <p>(2) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日）</p>	<p>(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理等を機動的に実施できる組織体制を構築する。 ② 緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、事業の進捗状況を踏まえ適正となるよう、随時見直す。 ③ 事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%削減する。 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き11%削減する。 ④ 職員の創意工夫による業務改善を促し、業務運営の効率化と経費の削減を推進する。 また、理事長と事務局長等との意見交換を全支社局で、副理事長・理事と事務所の意見交換を半数以上の事務所で実施し、職員の職務の重要性の認識の向上を図る。</p>	<p>&lt;年度計画達成目標&gt; ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%削減する。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、効率的な運用により第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き11%削減する。</p> <p>&lt;指標&gt; －</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 事業費の削減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ア. 適切な組織体制の構築等 ・計画的な要員配置の見直しや最盛期にある事業等に重点的な人員配置を行うなど、事業の進捗等による業務量の変化に応じて、適正な規模となるよう組織体制の見直しを随時行った。令和2年度末定員は1,393名である。 〔2-1(1) ①② pp.99~100〕</p> <p>イ. 事業費の削減 ・事業費（新築・改築事業費を除く）について、適切な事業監理を行うことにより、平成29年度と比較して17.3%削減し、年度計画に掲げる目標（平成29年度と比較して4%削減）を達成した。</p> <p>ウ. 一般管理費の削減 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く）について、コスト削減等効率的な運用を図ることにより、平成29年度と比較して11.1%削減し、年度計画に掲げる目標（平成29年度と比較して11%削減）を達成した。 〔以上2-1(1) ③ p.100〕</p> <p>エ. 職員の創意工夫を活かした業務改善等 ・WEB会議の活用による旅費の節減・移動時間の削減、タブレット会議の導入による紙の資料の削減や資料のコピー・修正にかかる時間の削減、会議の審議時間や終了時刻の明示による会議の効率化等の改善を図った。 ・業務改善に関する取組や創意工夫した取組、尽力した取組等の発表を行い、業務改善の推進・定着を図るとともに職員の業務改善意識の向上により、効率的な業務運営に寄与することを目的とした業務推進発表会を12月に開催した。この発表会は若手職員のアイデアを吸い上げる効果的な機会にもなった。 ・役員が全支社局及び17事務所に出席して職員と現場における課題等について意見交換を行い、職員が自らの職務の重要性について認識の向上を図った。 〔2-1(1) ④ p.100〕</p> <p>オ. 公正かつ透明な調達手続等に関する取組 ・「令和2年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表し、以下の取組を実施するとともに、年度終了後の評価・公表を行った。 調達における公正性・透明性確保の観点から、一般競争入札等を原則とし、総合評価落札方式における積算業務と技術資料等の審査・評価業務に係る業務の分離等適正な入札契約体制の更なる強化を実施した。 既設設備の納入業者等のみが所有する技術情報を必要とする案件は「参加者の有無を確認する公募手続」により、透明性等が確保された適正かつ効率的な調達を行った。 調達等に関するガバナンスの取組として、随意契約案件については契約監視委員会に報告し、点検を受けた。 ・契約監視委員会及び入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受け、より一層の公正性・透明性の確保に努めた。 〔2-1(2) p.102〕</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B ・計画的な要員配置の見直しを行うため、本社をはじめ事務所ごとの要員配置計画（令和2年度末定員1,393名）を作成した。 ・適切な事業監理、本社・支社局等における効率的な運用を図る取組により、事業費の削減、一般管理費の削減を達成した。 ・業務運営の効率化等に取り組むとともに、役員と全支社局等及び17事務所との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。 ・公正かつ透明な調達手続等に関する取組として、契約監視委員会による随意契約の点検を受けるとともに、調達等合理化計画の策定・公表及び年度終了後の評価・公表を行った。また、契約手続については、一般競争入札等を原則とし、契約監視委員会や入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受けることにより、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 ・管理業務におけるICT等の活用について、安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化を目的に、令和2年度はICT技術及びAI技術からなる情報管理技術の試行導入を継続するとともに、現状評価を行った。評価結果において、ICT技術等の活用の有効性が確認されており、機構の経営環境の改善に寄与することを確認した。</p>	

<p>総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>引き続き、一般競争入札等を原則としつつ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p> <p>(3) ICT等の活用 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等の充実を図ること。</p> <p>また、建設事業については、ICTの積極的活用及びi-Constructionの推進等により生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業の計画的な実施及び利水者等の関係者間の連携強化等により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図ること。</p>	<p>(2) 調達の合理化</p> <p>(3) ICT等の活用</p>	<p>(2) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況の評価・公表を行う。また、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(3) ICT等の活用 設備の操作等の管理業務、WEB会議、電子決裁、資産管理の各システムの活用等一般事務業務においてもICT等を積極的に活用し、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び簡素化を図り、経営環境を改善する。</p> <p>建設事業は、ICTの積極的活用及びi-Construction &amp; Managementの推進等により生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業の計画的な実施及び利水者等の関係者間の連携強化等により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。</p>		<p>カ. 管理業務におけるICT等の活用 ・「新たな情報管理技術活用小委員会」では、ICT技術やAI技術からなる新たな情報管理技術の段階的な導入を目指して、ヘッドマウントディスプレイによる遠方支援やアユ週上数自動計数システム等の情報管理技術の現場への試行導入を進めた。</p> <p>令和2年度については、今後の他の管理所への水平展開を見据え、試行導入した技術が目的を達成できているかについて現状評価を行った。なお、現状評価の結果、一部で改良が必要であるが、安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化において有効であり、経営環境の改善に寄与する技術であることを確認した。</p> <p>キ. 一般事務業務におけるICT等の積極的な活用 ・WEB会議システムの活用を推進し、令和2年度は3,657回活用することで業務の効率化、経費の節減等を図った。令和2年7月豪雨に伴う出水対応では、各支社局と本社との情報伝達にWEB会議システムを活用し、図面、写真等の情報共有や、現場での対応状況の報告、本社防災本部からの指示・連絡を行った。</p> <p>・法人文書管理、人事総合、経理、契約管理及び電子入札の各システムを的確に運用し、業務運営の効率化を図った。</p> <p>ク. 建設事業におけるICTの積極的活用等 ・建設現場における労働環境向上の必要性も踏まえ、施工の効率化を目的とした機械化施工等、各建設現場においてICTの積極的活用に取り組んだ。</p> <p>・川上ダム建設事業では、基礎掘削においてマシンコントロール機種を採用し、生産性の向上を図った。ダム本体コンクリートに用いる骨材の運搬において、ダンプトラックの運行状況をリアルタイムで管理するシステムを導入し、安全・効率的に運行させ、生産性向上を図った。</p> <p>本体コンクリート打設では、自動スライド型枠、GPS搭載の締め固め機を用いた締め固めの自動判定等により施工効率向上を図った。</p> <p>基礎処理工では、施工状況や施工済データの閲覧機能、WEBカメラを用いた遠隔臨場機能が一元的に集約された「グラウト管理システム」を利用し、施工データの収集分析、計画の検証、現場条件に応じた計画見直しを効率的に実施するとともに、遠隔臨場により現場臨場と同様に出来形管理水準を確保しつつ施工監理を効率的に実施した。また、現場への移動時間が無くなることで監督業務の大いなる効率化を実現した。</p> <p>遠隔臨場の取組は、省人化・非接触化となることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としても有効であり、今後の積極的な活用が期待されている。</p> <p>・佐布里池堤体耐震補強工事及び三好池堤体耐震補強工事では、補強盛立工の施工にブルドーザ、振動ローラ及びバックホウにGNSS(衛星測位システム)を用いたICT建設機械を活用し、盛立の層厚を確実に確保、締め固め管理及び法面整形を効率的かつ確実に実施した。</p> <p>[以上2-1(3) pp.104~109]</p>	<p>・WEB会議システムの活用を推進すると共に法人文書管理、人事総合、経理、契約管理及び電子入札の各システムを的確に運用することにより業務の効率化、経費の節減等を図った。</p> <p>・建設事業については、ICTの積極的な活用、i-Construction &amp; Managementの推進により生産性の向上に努め、効率的で円滑な業務執行を図った。</p> <p>特にコロナ禍での現場確認としてWEBカメラを活用した遠隔臨場にいち早く取り組むことで、監督業務を大きく効率化し、またGNSS(衛星測位システム)を用いたICT建設機械を活用して、生産性を向上させた。</p> <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
---	--------------------------------------	---	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
収入予算現額（計画値）	—	—	164,935 百万円	167,668 百万円	162,322 百万円			—
収入決算額（実績額）	—	142,498 百万円	152,640 百万円	149,133 百万円	146,920 百万円			—
達成度	—	—	92.5%	88.9%	90.5%			—
支出予算現額（計画値）	—	—	178,828 百万円	179,791 百万円	166,808 百万円			—
支出決算額（実績額）	—	151,507 百万円	160,452 百万円	153,162 百万円	146,831 百万円			—
達成度	—	—	89.7%	85.2%	88.0%			—
不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	—	—	2 件	1 件	—			—
不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	—	—	3 件	—（注3）	—			—
達成度	—	—	150%	—（注3）	—			—

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）令和元年度においては処分手続きを行った件数はなく、平成30年度に独立行政法人通則法に則り処分手続きを実施した財産に係る国庫納付手続きを行った。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>第4期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき第4期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。</p> <p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達  機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行にあたっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産管理  保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について検討を行うこと。</p>	<p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画  「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。</p> <p>4 短期借入金の限度額</p> <p>5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>7 剰余金の使途</p>	<p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画  ① 財務内容の透明性確保と国民へのサービス向上のため、財務諸表等を公表し、事務所に備え置く。  ② 財投機関債の円滑な発行のため、機関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。</p> <p>4 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。</p> <p>5 保有財産は、適切な管理のうえ、施設管理等に支障が出ないよう留意し、必要性を検証し、必要性がなくなった場合は、独立行政法人通則法に則り処分手続きを行う。</p> <p>6 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法に則り処分手続きを行う。</p> <p>7 剰余金の使途  剰余金の使途は、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。</p>	<p>&lt;定量目標&gt;  —</p> <p>&lt;指標&gt;  —</p> <p>&lt;評価の視点&gt;  適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  3. 予算に基づく業務運営、財務諸表等の公開  ・年度計画における予算に基づいて事業執行を行い、施工計画の見直し等による予算の繰越しはあるものの、事業の円滑な進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。  ・財務諸表等についてウェブサイト等で公開するとともに、財投機関債の円滑な発行のため、機関投資家等を対象に投資家説明会を開催した。水資源を巡る新たなリスクや課題の解決に向けて策定した「サステナビリティボンド・フレームワーク」が第三者認証機関より評価されたことで、水資源債券は、国内初の気候変動に適応したサステナビリティボンド(SDGs債)となった。これにより投資家層の拡充が図られ、信用格付けの維持(AA+)と併せて令和元年度を上回る需要となり、より一層安定的かつ効率的な資金調達となった。  〔3 pp.110～115〕</p> <p>4. 短期借入金の借入  ・事業の進捗状況に応じた交付金等の受入れ、SDGs債化された水資源債券の発行や資金繰りを適切に行ったことにより、短期借入は行わなかった。  〔4 p.116〕</p> <p>5. 財産処分の取組  ・不要財産の処分手続き(中期計画別表7以外)中期計画別表7に記載した以外にも不断の見直しにより、新たに不要と判断した財産等について、通則法等に基づく処分手続きを実施し、霞ヶ浦資料館(土地、建物)は処分手続きを完了させるなど、適切な資産管理に取り組んだ。  〔5 p.117〕</p> <p>6. 重要財産処分  ・令和2年度は、5に規定する財産以外の重要な財産に該当する処分すべき重要財産はなかった。  〔6 p.118〕</p> <p>7. 剰余金の使途の整理  ・令和2事業年度の当期総利益約27億円について、全額を積立金として整理した。  〔7 p.119〕</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定：B(左記3から7までの各項目ともB)  ・年度計画における予算に基づいて円滑な事業進捗を図り、適切な業務運営を実施した。  ・財投機関債の発行において、信用格付が日本国債と同等のAA+であり、SDGs債となったことにより、需要は投資倍率5.96倍(昨年度比1.14倍)、投資者数17社(昨年度比1.8倍)となった。  ・機構の社会・環境課題の解決に向けたプロジェクトに共感する10者からの投資表明を獲得したほか、各種専門紙にも水資源債券のSDGs債化が取り上げられ、機構の認知度、信用力の向上とともに、資金調達における調達基盤の安定の確立、拡充に繋がった。  ・不要財産の処分手続きについて、中期計画別表7に記載した以外に新たに不要と判断した不要財産1件(霞ヶ浦資料館)について、通則法に基づく処分手続きを完了した。  ・剰余金の使途については適正に整理した。  ・左記3から7までの各項目に係る取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし。</p>	

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
監事監査の実施 (計画値) (注1)	—	—	28 事務所	30 事務所	28 事務所			—
監事監査の実施 (実績値)	—	31 事務所	28 事務所	30 事務所	28 事務所			—
達成度	—	—	100%	100%	100%			—
特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 2 年度 : 100%	—	100%	100%	100%			—
特定調達物品等 調達率 (実績値)	—	100%	100%	100%	100%			—
達成度	—	—	100%	100%	100%			—

(注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策など適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。</p> <p>また、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(1) 適切なリスク管理 各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るとともに、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、適切なリスク管理を行う。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスのさらなる推進を図る。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営</p> <p>(4) 業務成果の向上</p> <p>(5) 監査の実施</p>	<p>(1) 適切なリスク管理 ① リスクの現実化が想定される場合、リスク管理委員会を開催。 ② PDCAサイクルによるリスク管理の継続的な向上及び更なる浸透。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 ① コンプライアンス推進月間(11月)を中心とした外部専門機関による法令遵守研修等、コンプライアンスアンケートの実施。 ② コンプライアンス取組状況等の倫理委員会への報告または審議。 ③ 全事務所のコンプライアンス推進責任者の支援。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営 組織運営等に関する重要事項について、毎週役員会を開催し、必要に応じその結果を機構内に情報共有。</p> <p>(4) 業務成果の向上 年度途中に目標達成状況を2回確認し、機構のアセットマネジメントを活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。</p> <p>(5) 監査の実施 ① 計画に基づき監事監査を受け、必要に応じ臨時監査や、弁護士・公認会計士等との連携等により監事機能の発現を図る。 ② 決算報告書等</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt; コンプライアンス体制の強化や内部監査の適切な実施等が図られているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 適切なリスク管理 ・災害等リスクの現実化が想定される場合の体制の確認や新型コロナウイルス感染症対策の指示等のため、リスク管理委員会を10回開催した。 ・PDCAサイクルによるリスク管理手法を運用し、本社・支社局及び全事務所において最重要及び重要リスクについては6ヶ月に1回、その他のリスクについては、年に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行いPDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図った。 ・布目ダムにおいて発生した減勢池内の水が点検孔を通り利水バルブ室へ侵入した事案に対し、再発防止と信頼回復に係る理事長メッセージ等が発出された。こうした重大事案の発生に対し、同様のリスクポテンシャルを有する施設に対して浸水防止策が適切に定められているか確認が行われ、またリスクの再評価を行うなど再発防止を徹底した。 〔8-1(1) ①② pp.120~121〕</p> <p>イ. コンプライアンスのさらなる推進 ・コンプライアンス推進月間を中心に、顧問弁護士事務所による、「コンプライアンス」及び「ハラスメント」をテーマとした法令遵守研修、コンプライアンスアンケート、談合防止をはじめ業務に関連する法令の遵守等に係る講習会等(327回)を全社的に実施した。 ・倫理委員会を2回開催し外部有識者である委員の意見等を踏まえ、内部統制の強化等に反映させた。 ・支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムによる配信及び録画DVDの配付サービス等を支社局及び事務所における職員研修に活用することで、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 〔8-1(2) ①②③ pp.123~125〕</p> <p>ウ. 業務執行等の重要事項に係る審議・報告と情報共有 ・原則、毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し情報の共有を行った。 〔8-1(3) p.126〕</p> <p>エ. 業務成果の向上の資する取組 ・年度途中における目標の達成状況を10月期と1月期に確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構AMS(水資源機構アセットマネジメントシステム)に沿った業務運営としてPDCAサイクルの適正な運用に努め、継続的な業務改善を図った。令和2年度は、既存の水管理に関する情報システムに過去の風水害等の情報を集約して本社内情報を一元化して情報収集の効率化を図る等の業務改善を行い、業務改善事例を各部室間で共有した。 〔8-1(4) p.127〕</p> <p>オ. 監事及び会計監査人による監査 ・内部統制の取組状況等について、本社、中部支社、関西・吉</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理委員会を適時適切に開催した。</li> <li>・PDCAサイクルによるリスク管理手法を全社において運用して、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図った。</li> <li>・布目ダムにおいて減勢池内の水が利水バルブ室へ侵入した事案をうけ、リスクの再評価を行うなどにより再発防止を徹底した。</li> <li>・顧問弁護士事務所による法令遵守研修等を実施してコンプライアンスの更なる推進を図った。</li> <li>・倫理委員会を開催し、外部有識者の意見を踏まえた内部統制の強化を図った。</li> <li>・法令遵守研修のWEB会議システムによる配信サービス等を各支社局等の職員研修に活用し、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。</li> <li>・役員会を開催し業務執行及び組織管理等に関する審議等を行い、その結果を支社局長等、本社部室長等に伝達して情報を共有した。</li> <li>・年度途中に目標の達成状況を2回確認すると共に、水資源機構AMSを適正に運用し、継続的な業務改善を図った。</li> <li>・監事による監査を計28事務所において延べ29回、定期的に理事長と監事との意見交換のほか理事等との面談を実施するとともに、監査室職員を専属的に常時業務</li> </ul>	

	<p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバーテロに備えて業務の継続性を確保する等、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底</p>	<p>について会計監査人の監査を受ける。</p> <p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 ① 一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。 随意契約については、引き続き契約監視委員会の審議等、厳格な適用を図る。一者応札等については、更なる入札参加資格要件等の必要に応じた見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。 ② 入札・契約手続きについては、監事監査においてチェックを受け、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。 ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進等を実施し、入札談合等に関する行為の防止対策を徹底する。</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 ログ監視システムによる一括監視、サイバーテロに備えた情報セキュリティ対策を推進するとともに、セキュリティポリシーに基づく自己点検等を踏まえ、新たな対策検討を実施する。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底 文書整理月間における全職員への研修等を通じて、法人</p>	<p>野川支社(吉野川本部)、筑後川局、総合技術センター及び23事務所の計28事務所において監事による監査を29回受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査において把握された事項等について四半期ごとに理事長と監事との意見交換が行われたほか、潜在的风险の把握等に資するため、監事による理事、本社部室長等、事務所長、若手職員等との面談が実施された。</li> <li>・丹生事務所の工事実施に係る法令手続き違反の事案の発生を受け、当該事務所に対し、「法令関係諸手続きについて」の臨時監査が実施され、事案発生の経緯や工事に関する法令関係手続きの管理、チェック体制の強化や情報共有等の再発防止策について確認された。</li> <li>・全ての監事監査において監査室職員が監査補助者となるとともに、用地業務に精通した職員が臨時に監査補助者として指名され、専門知識を活用した監査が実施された。</li> <li>・令和2年度財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については会計監査人による監査を受け、この結果、「独立監査人の監査報告書」において、機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められた。 [8-1(5)①② pp. 128~129]</li> </ul> <p>カ. 契約手続きにおける競争性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札を基本とした発注を推進し、令和2年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで71.3%となった。</li> <li>・一者応札については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等取組に加え、一者応札となった案件を分析して同様の発注に際し要件緩和等を行ったことにより、令和2年度の一般競争入札における一者応札の割合は、平成21年度(49.2%)に比べ8.3ポイント改善し40.9%となった。</li> <li>・ダンピング受注の排除への取組として、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件の実現の可否を審査、評する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」を試行導入した。</li> <li>・入札・契約手続き等について、入札等監視委員会を2回開催して監視等を受けたほか、15事務所にて監事監査によるチェックを受けた。</li> <li>・入札結果等について、ウェブサイトを通じて適正に公表した。 [8-1(6) ①②③ pp. 130~132]</li> </ul> <p>キ. 入札談合防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部研修で談合防止に係る講義を3回実施、担当者会議等を研修の場として活用し、談合防止対策について、6回の説明を行った。講義において、事業者との応接方法や不当な働きかけを受けた場合の対応方法を定めた「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等を周知徹底し、役職員が入札談合を違法と認識し、関係法令等を再確認することにより、談合防止対策の徹底を図った。 [8-1(7) p. 133]</li> </ul> <p>ク. 情報セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログ監視システムによるクライアントの一括監視、OS等の脆弱性に対する修正プログラムの自動配付及びUSBデバイスの接続制限等確実なセキュリティ維持を図った。</li> <li>・事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型メール攻撃訓練、自己点検を実施し、情報セキュリティに対する意識向上を図った。</li> <li>・過去に発生したメール誤送信に対して、外部メール送信対策のためのソフトウェアの導入による対策の強化に加え、再発防止の取組として、情報セキュリティポリシー説明会での</li> </ul>	<p>に当たらせ、監事機能の強化を図った。また、令和2年度財務諸表等について会計監査人の監査を受け、財政状態等の状況を適正に表示しているものと認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札を基本とした発注、随意契約の厳格な運用に努めるとともに、監事監査、入札等監視委員会の監視・審査等を受けた。</li> <li>・入札談合防止対策について、管理職研修等内部研修等の場や担当者会議を研修の場として活用して説明を行い、周知徹底を図った。</li> <li>・セキュリティの維持を図るとともに、情報セキュリティへの意識向上を図った。過去のメール誤送信事案に対しては、全職員等に注意喚起などを継続し再発防止に取り組んだ。</li> <li>・文書管理の点検の充実、全職員への研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。</li> <li>・関連法人への再就職状況についてウェブサイトにて公表した。また機構の役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約については該当がなかった。</li> <li>・環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を着実に推進した。</li> <li>・温室効果ガスの排出抑制等の計画に定めた温室効果ガスの排出削減等の取組を推進した。</li> <li>・「環境物品等の調達を推進するための方針」を定め、環境物品等の調達の推進に取り組み、調達目標に基づいた的確な調達を実施することにより</li> </ul>	
--	--	---	--	--	--

	<p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム (W-E MS) の推進</p> <p>(12) 地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減</p> <p>(13) 環境物品等の調達</p>	<p>文書管理の徹底・強化を図る。</p> <p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人への再就職の状況、関連法人との間の取引等について情報を公開等の取組を進める。</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム (W-E MS) の推進 全事務所において、機構の独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づき環境保全の取組を着実に推進する。</p> <p>(12) 地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減 「温室効果ガスの排出抑制等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。</p> <p>(13) 環境物品等の調達 法律に基づきできる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努め、特定調達品目については、特定調達物品等を100%調達する。ただし、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>本インシデントの振り返りや、全職員等に対しメール利用上の留意点等について継続して周知徹底に取り組んだ。 〔8-1(8) p.134〕</p> <p>ケ. 法人文書管理の徹底・強化 ・文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が行われていることを確認した。 ・全職員を対象に内閣府作成の公文書管理 e-ラーニング教材を活用した法人文書管理研修を実施し、必要な知識及び技能の習得を図った。 〔8-1(9) p.136〕</p> <p>コ. 関連法人への再就職及び関連法人との間の取引等の状況の公表 ・関連法人への再就職状況についてウェブサイトで公表した。また、令和2年度は機構からの受注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構の役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約については、該当はなかった。 〔8-1(10) p.137〕</p> <p>サ. 環境マネジメントシステムの運用 ・環境管理マニュアルに沿って、環境監査による点検等を実施し、機構独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づいて環境保全の取組を推進した。 〔8-1(11) pp.138~139〕</p> <p>シ. 温室効果ガスの排出削減 ・設備更新に際して省エネ設備・機器の導入を3設備で実施した。この設備更新によって、温室効果ガスの排出量は、約4t-CO<sub>2</sub>/年の削減となる。 ・管理用小水力発電や管理用太陽光発電を有効活用し温室効果ガスの排出削減を推進した。さらに、余剰となる電力を売電することで、電力会社が排出する温室効果ガスを約20,910t-CO<sub>2</sub>抑制し、温室効果ガスの排出抑制等の計画において目標とした18,360t-CO<sub>2</sub>以上の排出抑制に寄与した。 〔8-1(12) pp.140~141〕</p> <p>ス. 環境物品等の調達 ・「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。公共工事においては、同方針に規定された資材及び建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。 〔8-1(13) pp.142~143〕</p>	<p>特定調達物品等の100%調達を達成した。</p> <p>・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術の有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応するため、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関との連携等に努めること。	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダム等の点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路施設の管理技術の向上検討等を行う。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を</p>	<p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 ○ ダム施設については、治水・利水機能向上のための方策検討、より精度の高い耐震性能照査手法等の検討等。</p> <p>○ 水路等施設については、水路附帯中小構造物の合理的な耐震対策工法の検討等。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 ① ダムの安全管理支援のため、ダムの点検等技術の高度化のための課題整理や解決のための実証実験の実施、基本的な予測式のモデルダムでの作成・整理等。</p> <p>② 水路等施設の管理情報等の一元化・共有化が可能なシステムの試行、研究機関と連携した、維持管理技術の向上に関する調査及び研究。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上 施設管理及び整備に必要な用地の保全等を的確に実施するため、策定済みのマニュアルの見直し、研修に係る関係機関と連携及び内容の充実。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 ① 管理・建設技術の高度化等を目的とした「技術4ヵ年計画」に取り組むことにより、技術力の維</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 機構の技術力の維持・向上の取組を着実に進めているか。他分野も含めた先進的技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 新築及び改築に係る技術の維持・向上 ・ダム再生事業における技術的課題を解決するため、モデルダムによる堤体・放流設備の構造や貯水池堆砂対策等の検討を行った。ダムゲートのより精度の高い耐震性能照査手法を開発するため、実ゲートに作用する地震時動水圧を計測・分析し、その解析モデルにより高度な解析手法を取りまとめた。 ・水路附帯中小構造物を対象としたケーブル制震工法の検討について、木曾川用水の調節堰での現地実証試験を完了し、対策工法の効果検証等を実施した。また、当該工法について令和2年5月7日に富山大学との連名で特許を取得した。 〔8-2(1) pp. 144~145〕</p> <p>イ. ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化 ・令和元年度に行った6ダムの定期検査の資料をダム等挙動点検結果データベースに登録した。 ・大型コンクリート構造物の健全性評価や補修効果の検証等を目的とした弾性波トモグラフィを用いた調査手法について過去の実証実験で得られた知見を踏まえて、ダム等の大型コンクリート構造物へ適用すべく、寺内ダム洪水吐き等において現地調査を実施した。 ・ロックフィルダムの安全管理手法の高度化検討として、堤体変形の近似式作成の精度向上を図るため、GNSSセンサ計測による高精度な連続した挙動データの分析を実施した。浸透量予測手法の一般化に向けて、既検討ダムと降水による浸透量への影響が異なる阿木川ダム、寺内ダムの降水と計測浸透量との関係についての分析検討を実施した。 〔8-2(2) ① p. 146〕</p> <p>ウ. 水路施設の管理技術の向上検討等 ・防災時を含む巡視業務における現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化、施設管理の効率化・省力化を目的とした水路等施設管理支援システムの設計・構築を行い、全国の水路等施設を管理する事務所で運用を開始し、機能拡張等を検討した。 ・(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、霞ヶ浦用水、木曾川用水において、管水路からの漏水を早期発見できる技術の検証を行った。 〔8-2(2) ② pp. 147~148〕</p> <p>エ. 用地補償技術の維持・向上 ・既存の用地補償業務マニュアルの充実を進めたほか、用地アセスメントに係るマニュアルを完成させた。作成したマニュアルは、機構内LANの掲示板に掲載するとともに、研修等の機会を通じて内容を紹介し、活用を促した。 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、内部研修を中止したが、職務上の課題に応じた勉強会や職員の実務経験レベルに応じた勉強会をWEB会議方式により実施して用地補償業務を担う人材の育成に努めた。 〔8-2(3) p. 149〕</p> <p>オ. 技術4ヵ年計画 ・管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づき、調査・検討を行い、重点プ</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： A</p> <p>・ダム等施設における改築等技術及び耐震対策技術の検討を行った。</p> <p>・水路附帯中小構造物の耐震対策技術としてケーブル制震工法の実証試験結果を踏まえた効果検証を行うとともに、当該工法に関する特許を取得した。</p> <p>・ダム等挙動点検結果データベースを更新した。</p> <p>・大型コンクリート構造物の健全性評価技術の合理化・高度化や補修効果の検証等の調査技術の開発を進めた。</p> <p>・ロックフィルダムの堤体変形挙動に関する評価手法について近似式の精度向上により、現場への適用性を向上させた。浸透量に関する評価手法について、降水の影響を考慮した評価手法の一般化に向けた分析検討を実施した。</p> <p>・水路等施設管理支援システムの設計・構築を行い、運用を開始した。(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、維持管理技術向上に関する調査、検証を行った。</p> <p>・用地補償業務マニュアルの充実や職務上の課題や実務経験レベルに応じた勉強会の実施等により、用地補償業務を担う人材の育成に努めた。</p> <p>・「水資源機構技術4ヵ年計画」に基づくプロジェクトに取り組み、技術力の維持・向上に努めた</p>	

	<p>達成するためとるべき措置」を的確に実施することにより技術力の継承・発展に努めることと併せ、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>(5) 環境保全に係る技術の維持・向上 貯水池の水質保全対策や下流河川の環境保全対策について、運用データの蓄積・分析及び管理業務へのフィードバックを通じて、水質保全対策等の運用技術を維持・向上させ、一層の効率的・効果的な運用を行う。 また、新たな水質保全対策の効果や適用性についても評価を進める。</p> <p>(6) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門</p>	<p>持・向上に努める。</p> <p>② 積極的な特許等の取得による知的財産の蓄積を図る。</p> <p>③ 機構内の「技術研究発表会」の実施、現地研修会やダム防災操作等の研修を実施し、職員の技術力向上、人材育成及び技術情報の共有を図る。 環境に対する意識と知識の向上のため、全事務所で環境学習会を開催し、その内容の充実を図るとともに、環境に関する研修等を開催する。</p> <p>④ 直近のダム等建設で培った設計等の細部技術の整理等現場での活用を通じた新たな知見やノウハウの収集、整理を進める。</p> <p>⑤ 技術情報データベースへのデータの蓄積を引き続き行い、技術の普及及び継承を図る。</p> <p>(5) 環境保全に係る技術の維持・向上 水質保全対策設備について、運用ルールに基づき運用し、課題等が生じた場合には、改善を図る。 また、新たな水質保全対策設備の実証実験を継続して進める。</p> <p>(6) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 機構の技術力の維持・向上のため、研究機関等との協</p>		<p>プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上に努めた。 〔8-2(4) ① pp. 150～152〕</p> <p>カ. 特許等の取得による知的財産の蓄積 ・船山(株)及び特定非営利活動法人地域リサイクル推進機構と共同出願した「水面清掃船」、国立大学法人富山大学と共同出願した「塔状構造物の制震構造」の2件について特許権を取得し機構ウェブサイトで公表した。 〔8-2(4) ② p. 152～153〕</p> <p>キ. 職員の技術力の向上 ・利水関係者を交えた技術研究発表会を全国5地区のブロックで開催し、その中から選ばれた優秀論文を本社で開催した技術研究発表会で発表した。発表論文20件のうち、「JWAモデルの曝気循環サブプログラム改良とそのモデルを用いた浅層曝気循環設備の配置・運用検討」等5件の論文が表彰された。 ・国内の学会等において、94題の論文等を発表し、「長時間アンサンブル降雨予測を用いた大型台風接近時における効果的なダム事前放流方法の検討」等の論文等7題が受賞した。</p> <p>ク. 現場を活用した現地研修会等の実施 ・各管内の現場を活用し、設備系の若手職員を対象に現地研修会等を行い、講師の職員も含め技術力向上等を図った。</p> <p>ケ. ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修 ・ダム防災操作に携わる技術系の管理職等を対象としてダム防災操作訓練を8回(参加人数31人)、ダム防災操作の基本を習得することを目的として、実務担当者を対象としてダム防災操作研修を2回(参加人数16名)開催した。</p> <p>コ. ダム点検・検査に係る検査員の養成 ・ダム定期検査を受けるダム管理所の職員を対象とした講習会や現地での検査等を通じて検査員の養成を行った。</p> <p>サ. 環境に対する意識と知識の向上 ・職員の環境に関する知識の向上等を目的に、全事務所において環境学習会を延べ57回開催した。 〔以上8-2(4) ③ pp. 153～158〕</p> <p>シ. 技術力の活用及び継承 ・ダム等建設業務においては、小石原川ダムに関する既往の検討事例及び細部技術の蓄積を図った。また、ロックフィルダム技術検討会の審議結果を踏まえ、堤体コア盛立の新たな品質管理手法として技術資料を整備した。 さらに、フィルダム工事の各種施工手順等が視覚的に理解でき、適切な施工監理に有効に活用できるよう小石原川ダムの施工写真を収集した。 ・小石原川ダムの施工に用いた地盤剛性に基づく遮水性盛土の面的な締固め管理手法は、多数の室内試験と現場盛立試験に基づいて構築された新たな理論と最新のICT技術を融合することで実現した、遮水性盛土の施工後の品質を盛土面全体での確認を可能にする技術であり、従来の検査方式では見落とす可能性がある局所異常箇所が発見、少人数での現場管理の実現、i-Constructionの推進等、品質と生産性の両方の向上に寄与した。さらに、開発した締固め管理手法は、遮水性盛土だけでなく、一般土工における品質管理にも拡張性があり、更なる活用が期待され、これらのことが評価され、令和</p>	<p>・「水面清掃船」、「塔状構造物の制震構造」の2件について特許権を取得し機構ウェブサイトで公表した。(第3期中期の平均1.4件/年)</p> <p>・学会等に94題の論文等を発表し、7題が受賞した。</p> <p>・「技術研究発表会」を開催し職員の技術力の向上を図るとともに、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修等を実施し、職員の人材育成及び技術情報の共有を図った。</p> <p>・職員の環境に関する知識の向上等を目的に、全事務所において環境学習会を開催した。</p> <p>・機構の技術力継承を目的として、直近まで建設中であった小石原川ダムに関する既往の検討事例及び細部技術等の収集、整理を進めた。また、策定済みのPC管調査診断マニュアルの見直しを検討するため、既設管の劣化事例や効率的な調査方法に関する知見について収集、整理し、改訂に向けた検討を実施した。</p> <p>・小石原川ダムの施工に用いた地盤剛性に基づく遮水性盛土の面的な締固め管理手法及び遮水性盛土の総合的な品質管理手法については品質と生産性の向上に寄与したことからそれぞれ地盤工学会技術開発賞及び土木学会技術開発賞を受賞した。</p> <p>・機構独自の技術情報データベースに技術資料等のデータを蓄積した。</p> <p>・水質保全対策設備について、運用実績データの蓄積を図るとともに、効果</p>	
--	---	--	--	--	--	--

	<p>的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応する必要があり、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関等との連携等に努める。</p>	<p>定に基づく技術情報交換等による連携の強化を図る。 他分野を含めた先進的技術の積極的活用を進める。</p>		<p>2年度地盤工学会技術開発賞を受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小石原川ダムの施工に当たり、上記の地盤剛性に基づく遮水性盛土の面的な締固め管理手法に加えて、『飽和度と締固めエネルギーを考慮した品質管理目標の改善方法』、『ICTによる締固め土の性能を規定する要素の全量管理法』を組み合わせた遮水性盛土の総合的な品質管理法を開発し、活用した。この技術は、密度、強度、遮水性等の品質を高める施工と、ICTによる全量検査型の品質管理により、品質向上と生産性向上を同時に実現する新たな管理法であり、小石原川ダムの品質はこれまでのダム建設と比較して明らかに向上し、品質管理時間も縮減された。他土工における品質管理にも活用することが期待されることも含めて評価され、令和2年度土木学会技術開発賞を受賞した。</li> <li>用水路等建設業務においては、水路等施設の機能診断調査に関する「PC管本体の劣化に関する調査診断マニュアル(案)」について、既設管の劣化事例や、PC管内部から劣化状況を効率的に調査可能な手法(電磁波レーダ探査法)に関する知見等を収集、整理し、マニュアルの改訂に向けた検討を実施した。 〔以上8-2(4)④ pp.159~161〕</li> </ul> <p>ス. 技術情報データベースへの蓄積等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事務所から提供される技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行い、技術情報提供システムで全社向けに提供するとともに、現場等からの依頼や問合せに随時対応した。新たに定期刊行物最新リスト及び業務推進発表会論文の提供コンテンツを追加し、技術の普及と継承を図った。 〔8-2(4)⑤ p.161〕</li> </ul> <p>セ. 水質保全対策設備の効果的・効率的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アオコ等の原因である藍藻類の増殖抑制対策として、13貯水池で曝気循環設備を既存の運用ルールに基づき運用し概ね目標の水質を確保した。1貯水池ではカビ臭確認に伴い運用ルールを修正した。</li> <li>深層曝気設備の溶存酸素量(DO)改善能力の定量的把握のため、一庫ダムで大阪電気通信大学との共同研究により酸素移動効率等の詳細調査を行った。</li> <li>新たな水質保全対策設備の実証実験として、超音波装置によるアオコ抑制効果の把握のため、房総導水路(長柄ダム)で実験を行った。 〔8-2(5) pp.163~164〕</li> </ul> <p>ソ. 研究機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合技術センターを核として、I-C&amp;Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化やロックフィルダム安全管理のための堤体挙動評価技術の向上等、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。</li> <li>7機関の土木関係研究所長連絡会での業務の取組状況等の情報交換、国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所並びに(国研)農研機構農村工学研究部門との技術交流会等をそれぞれ開催した。(国研)農研機構農村工学研究部門との研究協定に基づく実証試験を実施した。</li> <li>既に協定を締結している各大学と相互協力が可能な分野での連携を進め(第3期中期目標期間の年平均2件、令和2年度6件)、講演会や現地視察、共同研究等に取り組んだ。富山大学との共同研究ではその成果としてケーブル制震工法に関する特許を取得した。</li> <li>ダム等を管理する他組織と課題解決、技術力向上を目的とした技術情報交換会等を行った。電源開発(株)とは、AIを</li> </ul>	<p>的・効率的な運用に向けた調査等を行った。また、新たな水質保全対策として、超音波装置によるアオコ抑制効果の把握のため実証実験を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合技術センターを核として、I-C&amp;Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化など、水インフラ技術の維持・向上に努めた。</li> <li>他機関との連携強化を図るため国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所、並びに(国研)農研機構農村工学研究部門との技術交流会等を行った。</li> <li>既に協定を締結している各大学も含め連携強化を図り(第3期中期目標期間の年平均2件、令和2年度6件)、講演会や現地視察、共同研究等に取り組んだ。富山大学との共同研究の成果として特許を取得した。</li> <li>他機関との連携強化を図るため電源開発(株)、関西電力(株)との技術情報交換会等を行った。</li> <li>機構が抱える様々な課題の解決策となり得る具体的な先進的技術事例を収集し、AI勉強会等の場を通じて機構内で共有し、先進的技術の適用性について検討を進めた。</li> <li>木津川流域のダムをモデルとして、ECMWFのアンサンブル降雨予測を適用した事前放流等の判断を支援するシステムを開発、試行するとともに、ダム統合操作技術を支援する「ダム群連携最適操作シミュレータ」の開発を行った。</li> <li>上述の取組及び成果により、中期計画等における</li> </ul>	
--	--	---	--	--	--	--

				<p>活用したアユ遡上数自動計数システムの構築や効率的な法面調査手法の検討、令和2年7月豪雨におけるダムの対応やダムにおける堆砂処理技術の開発、水路橋撤去の事例紹介について情報を交換した。また、関西電力(株)とは、ICTを活用したダム施工監理の効率化、DNA解析による水圧鉄管の微生物腐食発生メカニズムの解明、事前放流の効果検証、デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組み及び国際業務について意見交換を行うなど連携強化を図った。</p> <p>タ. 他分野技術を含めた先進的技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT・AI等の先進的技術等の活用を推進するため、機構が抱える様々な課題の解決策となり得る具体的な先進的技術事例を収集し、AI勉強会等の場を通じて機構内で共有した。長良川河口堰のアユ遡上数自動計数システムの構築・試行運用、精度向上の取組、池田ダムにおける低水管理支援システム構築、大野頭首工の配水管理支援システムの検討、ダム群連携最適操作支援シミュレータの開発について進行状況の詳細を共有し、先進的技術の適用性について検討を進めた。</li> <li>・京都大学防災研究所・一般財団法人日本気象協会との共同により、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において大規模出水に対する統合ダム防災支援システムの開発を進め、令和2年度は、最大15日先までの降雨予測が可能なヨーロッパ中期予報センター(ECMWF)のアンサンブル降雨予測を木津川流域の5ダム(高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム及び比奈知ダム)に適用し、事前放流等の判断を支援するシステムを開発、試行するとともに、青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムをモデルとして流域の複数ダムが防災操作を連携し、下流域の浸水被害を最小限に抑制するダム統合操作技術を支援する「ダム群連携最適操作シミュレータ」の開発を行った。</li> </ul> <p>[以上 8-2(6) pp. 165~168]</p>	<p>所期の目標を十分に達成した。特にこれらの取り組みのうち、ダム建設事業の施工に用いられた2つの手法は品質と生産性の向上という点で高い評価を受けたこと、また特許の取得件数及び大学との共同研究等を大幅に増加させることにより他機関との連携を強化したことは中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	R2年度：99%以上	100%	100%	100%	100%			—
コンクリート塊 (再資源化率)	R2年度：99%以上	100%	100%	100%	100%			—
建設発生木材 (再資源化・縮減率)	R2年度：96%以上	100%	100%	99%	99%			—
建設汚泥 (再資源化・縮減率)	R2年度：90%以上	100%	100%	100%	92%			—
建設混合廃棄物 (排出率、再資源化・縮減率)	R2年度： 排出率 3.5%以下かつ 再資源化・縮減率 60%以上	1.5% 98%	1.5% 98%	2.4% 94%	1.0% 98%			—
建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	R2年度：96%以上	100%	100%	99%	98%			—
建設発生土 (建設発生土有効利用率)	R2年度：80%以上	99%	99%	99%	98%			—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。</p> <p>さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p> <p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討、取組を実施すること。</p>	<p>(1)-1 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことにより、社会貢献を推進する。</p> <p>(1)-2 国際協力の推進</p>	<p>① 施設の工事及び管理を受託した場合は、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切に実施する。</p> <p>② 国等からの施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合は、機構が培った技術力を活用し、適切に支援する。</p> <p>③ 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、論文等を国内外の学会、専門誌等に発表する。</p> <p>④ 機構の有する技術や管理する施設を活用した現地見学会等を開催する。</p> <p>(1)-2 国際協力の推進 アジアにおいて機構が有しているネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））や総合水資源管理など水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信すると共に、機構と国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、技術力の維持・向上を図り、国際協力を推進する。</p> <p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 資源の有効活用の観点から、バイオマスの回収・利用について検討を進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用</p>	<p>&lt;定量目標&gt; —</p> <p>&lt;指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 国内の他機関に対する技術支援 ・調査、設計及び施設の工事並びに管理に係る技術支援業務を7件受託し、これまで機構が培ってきた知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 ・国・地方公共団体等から積算資料評価や施工監理業務等の発注者支援業務を8件受託し、機構が培ってきた積算、施工監理に係る知識・経験や技術等を活用して適切に実施した。 [8-3(1)-1①② pp. 170～171]</p> <p>イ. 論文等の発表 ・技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行うため、国内外の雑誌、専門誌等に94題の論文等を発表し、そのうち7題が受賞した。 [8-2(4) ③ pp. 155～156、8-3(1)-1 ③ p. 171]</p> <p>ウ. 現地見学会及び研修会の開催 ・ダム等建設事業では、本体工事を実施中の川上ダム建設事業のほか、思川開発事業及び小石原川ダム事業において、現場を活用した現地見学会や他機関の研修会の受入れに延べ98回取り組み、事業を活用した技術情報の共有や関係機関への技術支援を行った。 ・ダム等管理業務では、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修について、主に関係利水者の職員を対象とした研修を2回開催し、都府県等の職員も参加した。 ・水路等管理業務においては、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ10回開催した。 [8-3(1)-1 ④ pp. 171～172]</p> <p>エ. 国際協力の推進 ・NARBOのウェブサイト等の運営管理を行い、国際会議等で得られた情報等を加盟機関に情報発信したほか、NARBOニュースレターの発行等を行い、加盟機関との情報共有を行った。 ・国際協力機構（JICA）を通じて、開発途上国の水資源開発・管理や防災を担当する機関への技術支援として、長期専門家（1名）を派遣し、派遣先の現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、日本の経験や技術情報の提供・共有等を通じて、技術協力等を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症蔓延による海外渡航制限に対応して増加したウェビナー形式での国際会議等へ参加し、海外における水資源に関する技術情報の収集及び国内業務で蓄積した知見を活かした講演や論文等を通じた発信を行うとともに、機構と国内外の機関との関係の維持・構築を図ることにより、機構の技術力の維持・向上及び国際協力の推進に取り組んだ。 ・機構の国際業務における現状の情報共有及び国際業務遂行能力強化の取組として、WEB配信も活用した国際業務説明会を2回開催した。 [8-3(1)-2 pp. 174～175]</p> <p>オ. バイオマスの有効利用等の取組 ・28のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用、一般配布するなどして合計約5,929空m<sup>3</sup>の流木を有効利用した。 ・31のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布し、12,625空m<sup>3</sup>を有効利用した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、設計、施設の工事及び管理に係る業務7件、施工監理業務等の発注者支援に係る業務8件を受託し、国・地方公共団体等への技術支援を適切に実施した。</li> <li>・ダム等建設事業では、現地見学会の開催や他機関の研修会の受入れ、ダム等管理業務では、ダム防災操作研修の関係利水者職員等の参加、水路等管理業務では、管理施設を活用した現地見学会に取り組み、技術情報の共有等を行った。</li> <li>・水分野における国際協力を推進するため、国際機関への職員派遣、NARBO活動を通じた支援等を実施するとともに、国際会議への参加等による海外の水資源に関する知識や技術情報の収集・発信を通じ、国内外の機関等との関係の維持・構築等に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、国際協力の推進に取り組んだ。</li> <li>・国際業務説明会を通じ、機構内部での情報共有にも取り組んだ。</li> <li>・貯水池に流れ込む流木や刈草等の有効活用を図った。</li> <li>・管理用小水力及び太陽光発電を適切に維持管理し、再生可能エネルギーの活用を図った。</li> <li>・建設副産物については、7項目全てにおいて年度計画の目標値を達成した。</li> </ul>	

	を行う。	を行う。 ① 貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用に取り組むとともに、貯水池内の堆砂の有効利用について実施の可能性を含め検討。 ② 管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用。 ③ 建設副産物の発生抑制と有効利用を行う。	・7ダムで下流河川への土砂還元を実施したほか、草木ダムと岩屋ダムでは合計 205,070 m <sup>3</sup> をコンクリート骨材に利用し、下久保ダム、阿木川ダム、布目ダム、琵琶湖開発では、ダム近郊の地方公共団体等と調整して合計 51,530m <sup>3</sup> を他工事で利用した。 [以上 8-3(2) ① pp.177~179]  カ. 再生可能エネルギーの有効活用 ・既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計 16 箇所にて約 4,647 万 kWh の発電運用を実施し、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 ・既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計 38 箇所にて約 131 万 kWh の発電運用を実施し、再生可能エネルギーの有効活用を図った。 [8-3(2) ② p.179]  キ. 建設副産物の有効利用等 ・建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用に取り組み、建設副産物全 7 項目で再資源化率等の目標値を達成した。 [8-3(2) ③ p.180]	・これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。  <課題と対応> 特になし。	
--	------	---	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の [ ] 内は、「令和 2 事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、水資源や治水に対する意識を高めるとともに、機構が国民生活や産業活動に果たす役割についての理解を深めるための分かりやすい広報・広聴を、内容、対象に応じた適切な媒体を活用して積極的に行うこと。</p> <p>また、必要とされる情報を的確に発信し、機構が果たしている役割・業務について利水者をはじめ広く国民から理解を得るとともに、災害時等の緊急時に機構がとった対応等について、国民に対して迅速に情報提供すること。</p>	<p>渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、的確な情報を積極的に提供し、そのニーズを的確に把握するため、広報活動の質の向上に取り組み、積極的な広報・広聴の推進を図る。</p> <p>① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行う。提供に当たっては、国民のニーズ・関心を踏まえ、広報誌やウェブサイトの内容等について適宜見直しを図り、正確さ、分かりやすさの確保に努め、併せて、利用しやすいSNS等の積極的な活用を努める。さらに、ウェブサイト等様々な手法を通じ、国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう広聴に努める。</p> <p>② 災害時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>③ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重</p>	<p>① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるため 1) 広報誌やウェブサイト等の分かりやすさの確保 2) SNS等の積極的な活用 3) 国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう広聴等に努める。</p> <p>② 災害等の緊急時に、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>③ 「水の日」及び「水の週間」等に関係機関と連携を図る等、積極的に参画する。</p> <p>④ 環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書2020」を作成し、公表する。</p> <p>⑤ 水質の状況や機構の取組等を取りまとめた「2019年水質年報」を作成し、公表する。</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国民への的確な情報提供、利水者・国民からのニーズの的確な把握を図っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 国民の関心を高めるための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、感染防止に十分努めながら、SNSやYouTubeの活用等、可能な範囲で積極的な広報を推進するよう全事務所に周知した。</li> <li>・「効果的な広報に係る基本方針」を踏まえ、各水系別のストック効果資料や「水資源機構をめぐる情勢（水路等事業（利水事業）について）」を作成し機構ウェブサイトに掲示し、対外的に機構が行う業務への理解を広げることを目的とした取組を推進した。</li> <li>・広報誌の作成において、地域とそこで働く人を紹介する新コーナーの連載やダム洪水対応に当たる職員へのインタビューなど、“人”の顔が見える記事を集めて掲載した。</li> <li>・記者発表を143件（渇水・洪水等除きで103件）行い、これらの情報をもとに新聞等（専門誌含む）に571件（渇水・洪水等除きで551件）掲載された。</li> <li>・令和2年度は点検放流等のイベントが相次いで中止されたことから、バーチャルダム見学動画等をYouTubeに投稿するなど、機構施設等を身近に感じる広報に努めた。 〔8-4 ① pp.182～186〕</li> </ul> <p>イ. 緊急時における迅速かつ的確な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の広報として、ウェブサイトトップの「緊急時のお知らせ欄」や各事務所のTwitter等を通じ、防災等に関する的確な情報発信に努めるとともに、洪水時の防災操作、水位情報等と合わせて30件の記者発表を実施した。新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、本社及び各事務所において、来所の自粛及び配布物の休止並びに来所時の対応等の取組について適時適切な情報発信を行った。 〔8-4 ② pp.186～187〕</li> </ul> <p>ウ. 効果的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の週間に關して、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、初の試みとしてオンラインを活用し、「水を考えるつどい」及びパネルディスカッションについてYouTubeを用いてWEB配信した。</li> <li>・コロナ禍にあって、報道機関向けの現場説明会及び一般公開前の事前公開並びに気象キャスターの方々とのWEBによる意見交換会を開催するなど様々な工夫を行い報道機関への情報提供に努めた。</li> <li>・地域の農産物と用水路等を分かりやすく紹介する「水の恵みカード」を作成・配布し、水路等施設が地域に果たしている役割や重要性を広く周知する取組を推進した。</li> <li>・コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえ、施設の一般開放時において、消毒薬の設置、密の回避及び常時換気の徹底はもとより、見学者と案内者の接触の減のため今までの質疑応答や豆知識を多く掲載したパンフレットを配布して詳細な案内に代えるなど、来訪者の安全を第一に考えた広報を実施した。 〔8-4 ③ pp.188～191〕</li> </ul> <p>エ. 「環境報告書2020」等の作成・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境報告書2020」及び「2019水質年報」を作成し、ウェブサイト等により公表し、関係機関に配付した。 〔8-4 ④⑤ pp.191～192〕</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源の重要性等について、国民の興味や関心、理解を深めるとともに、ストック効果や水源地域の魅力を発信する積極的な広報を行った。広報誌において“人”に焦点をあてた誌面づくりを行った。</li> <li>・各種イベントの中止が相次いだことから、バーチャルダム見学動画等をYouTubeに投稿し、身近に感じる広報に取り組んだ。</li> <li>・緊急時に迅速かつ、的確に情報を発信し、防災捜査等の記者発表を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえた来所の自粛等について適時適切に情報発信した。</li> <li>・「水の日」・「水の週間」に關し、人の集まるイベントの中止が続く中、国や地方公共団体と連携し、オンラインの活用により機構の施設の役割等への認識を高める取組を行った。</li> <li>・「水の恵みカード」の作成・配布による水路等施設への理解を深める取組を行った。</li> </ul> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	

		<p>要性について広く国民の関心を高め、その理解を深めるため、水に関する各種行事等に積極的に参画する。</p> <p>④ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年作成し、公表する。</p> <p>⑤ 機構施設に係る水質の状況や機構の取組等を取りまとめた水質年報を毎年作成し、公表する。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境モニタリング調査実施（計画値）	—	—	3 事業	4 事業	3 事業				—
環境モニタリング調査実施（実績値）	—	3 事業	3 事業	4 事業	3 事業				—
達成度	—	—	100%	100%	100%				—
環境保全協議会の設置等（計画値）	—	—	3 事業	3 事業	2 事業				—
環境保全協議会の設置等（実績値）	—	3 事業	3 事業	3 事業	2 事業				—
達成度	—	—	100%	100%	100%				—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。</p> <p>(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する自治体、住民等と協働に取り組むこと。 また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。 ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。また、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係</p>	<p>(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。</p> <p>(2)-1 利水者等の関係機関との連携 関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。</p> <p>(2)-2 水源地域等との連携</p>	<p>(1) 環境の保全 ① 新築及び改築事業において、自然環境調査及び環境影響予測の結果に基づき、必要に応じて環境保全対策を講じ、モニタリング調査を3事業で実施するなど、工事関係者と一体となって環境保全に取り組む。 ② 管理業務では、必要な場合等に、自然環境調査を実施し、必要な環境保全対策を実施する。また、堆砂対策等の観点から、関係機関等と協議を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元等の取組を推進する。 ③ 景観に配慮した施設整備に取り組む。</p> <p>(2)-1 利水者等の関係機関との連携 ① 機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払い方法等の業務運営に関する情報提供を行い、要望等の把握や意見調整を行う。 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合は、費用負担者に情報提供を行い、関係機関との円滑な調整を図る。 ② 利水者等へのサービスの一層の向上を図る ③ 関係機関と連携して水系全体の水質改善に向けた検討を行う場に参画し、具体化に努める。</p> <p>(2)-2 水源地域等との連携</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 業務の実施にあたり環境保全に取り組んでいるか。 業務運営に関する情報提供等を行っているか。 関係機関等と連携し、地域振興等の取組を進めているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 新築及び改築事業における自然環境保全の取組 ・ 思川開発、豊川用水二期、川上ダム建設の3事業では、専門家の指導・助言を得てモニタリング調査を実施した。 ・ 早明浦ダム再生事業においては、環境検討委員会を開催し、委員会の助言を得ながら環境影響予測を実施した。 ・ 面的な地形改変を伴う2事業（思川開発、川上ダム建設）においては、環境保全協議会の定期的開催等の環境保全対策を工事関係者と一体となって取り組んだ。 〔8-5 (1) ① pp. 194～195〕</p> <p>イ. 管理業務における自然環境保全 ・ 18施設において魚類遡上調査、モニタリング調査等を実施し、武蔵水路で特定外来植物の駆除を行った。 ・ ダム下流河川への堆積土砂還元を7ダムで、河川環境の保全等目的としたフラッシュ放流や弾力的管理試験等を11ダムで実施した。 〔8-5 (1) ② pp. 196～198〕</p> <p>ウ. 景観に配慮した施設整備 ・ 岩屋ダムの休憩施設の周辺景観になじむ素材による整備や、川上ダムの伊賀瓦の色彩を基調とする管理棟等の整備により、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。 〔8-5 (1) ③ pp. 198～199〕</p> <p>エ. 業務運営に関する情報提供等 ・ 利水者をはじめとする関係機関に対し、521回の事業説明会を実施した。 ・ 建設事業では、事業説明会、事業監理協議会等に加え、毎月1回の進捗状況報告や要請に応じた説明会等、利水者及び関係地方公共団体へ、細やかな情報提供を行った。 ・ 管理業務では、令和2年度事業計画及び令和3年度概算要求案等の利水者等説明会を実施した。19施設で管理運営協議会等を開催し、現地視察や防災業務の取組状況等の説明を行うなど、関係利水者等との合意形成・連携強化に努めた。</p> <p>オ. 事業実施計画等の変更等 ・ 香川用水施設緊急対策事業について、関係利水者等に対して説明を行い、関係利水者への意見聴取、費用負担同意を得、関係県協議を経て主務大臣から事業実施計画の認可を得た。 ・ 房総導水路や北総東部用水施設等について、関係機関に対して必要な情報提供を行うとともに関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から施設管理規程の変更認可を得た。 〔以上 8-5(2)-1 ① pp. 200～202〕</p> <p>カ. 利水者アンケートを踏まえたフォローアップの実施 ・ 令和元年度に実施した利水者アンケートを踏まえ、利水者の意向把握後は、要望等を機構内で検討し、適時適切な情報提供、必要な改善等を含む確かなフォローアップを行い、利水者等に対するサービスの一層の向上を図った。 〔8-5(2)-1 ② pp. 202～203〕</p> <p>キ. 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画 ・ より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携して水系全体の水質改善を検討する場に参画した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業でのモニタリング調査、早明浦ダム再生事業での環境影響予測、面的な地形改変を伴う2事業での工事関係者を行う環境保全対策を計画どおりに実施した。</li> <li>・ 管理業務において、必要に応じて自然環境調査等を実施したほか、ダム下流河川への土砂還元、フラッシュ放流等を実施し、河川環境保全の取組を行った。</li> <li>・ 施設の新築や改築に当たり、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備を行った</li> <li>・ 利水者等に事業実施状況の説明等を適時行うなど関係機関との連携強化の取組を着実に進めた。</li> <li>・ 事業実施計画又は施設管理規程の策定や変更にあたっては、関係利水者等との協議を円滑に行い、認可を得た。</li> <li>・ アンケートを踏まえ、必要な改善を行うなどの確かなフォローアップを行うことにより、利水者等に対するサービスの一層の向上を図った。</li> <li>・ 建設・管理を所管する全事務所において地方公共団体等と連携し、上下流交流会等を実施し施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。</li> <li>・ 寄附金事業については、寄附者の意向を踏まえて、施設の利便性向上に資する環境整備を実施</li> </ul>	

<p>機関との円滑な調整に努めること。</p> <p>② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。</p>	<p>「ダム再生ビジョン」を踏まえ、機構施設が有する潜在能力の有効活用や広報・広聴活動の充実と併せて、地域との対話によりニーズを把握した上で、水源地域振興等を地方公共団体、住民等と協働で取り組む。</p> <p>また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努める。</p>	<p>① ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。施設の役割等の理解を得るため、周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域資源である湖面・湖岸の利活用を継続する。</p> <p>② 地方公共団体、NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力する。</p>		<p>[8-5(2)-1③ pp. 203～204]</p> <p>ク. 水源地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム等建設事業を所管する全事務所、52の管理施設を所管する全事務所において地方公共団体等と連携し、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。</li> <li>浦山ダム、滝沢ダムでは、民間旅行会社主催のバスツアーに協力し、ツアー参加者のダム堤体内部の見学に対応してインフラツーリズムによる地域活性化に貢献した。</li> <li>下久保ダムでは、「神流湖及び神流川の水産資源を活用した地域活性化に関する基本協定」に基づいた取組の一環として、群馬県立万場高校と下久保ダムの地域連携として、陸封アユの環境学習を実施した。</li> <li>朝倉市、東峰村及び機構は、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの3つの湖を活用しつつ、被災地の復興を加速し、地域の一層の活性化を図ることを目的に、朝倉市長・東峰村長・機構筑後川局長が自由闊達に意見交換する場として、「3つの湖による復興戦略会議」を平成30年8月に設置した。令和3年3月16日には7回目となる会議を開催し、復興戦略2020に関する取組状況を共有するとともに、あわせて小石原ダムのダム湖名「令和あさくら湖」の公表を行った。</li> <li>使途特定寄附金を受領し、寄附者の意向を踏まえ、滋賀県烏丸半島において施設の利便性を向上させる環境整備を滋賀県と協議しながら実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>JR旅客6社と群馬県が共同で実施した群馬デスティネーションキャンペーンでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、機構ダムの点検放流の公開等の各種イベントが中止・延期となったが、群馬県と連携し「ぐんまダムかるた」を県内に所在する4管理所で配布して水源地域の活性化を図った。</li> </ul> </li> </ul> <p>[8-5(2)-2 ① pp. 205～208]</p> <p>ケ. 流域内の森林保全作業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下流交流や水源地域ビジョンに沿った活動等により、自治体、NPO等と連携して、水源地域において間伐、植樹等の森林保全活動に取り組んだ。</li> </ul> <p>[8-5(2)-2 ② pp. 208～209]</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬デスティネーションキャンペーンでは群馬県と連携し、「ぐんまダムかるた」の配布を行った。</li> <li>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
---	---	--	--	---	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

<p>4. その他参考情報</p>	<p>特になし</p>
-------------------	-------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 施設・設備に関する計画            機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。</p> <p>(2) 人事に関する計画            本社、支社局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適切に改定するなど、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。            人事制度の適切な運用や職員が業務を効率的、効果的に行うための人材の確保・育成を行うこと。</p> <p>機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、独立行政法人通則法の規定に則り、国家公務</p>	<p>(1) 施設・設備に関する計画            中期目標期間中における本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等の実施。</p> <p>(2) 人事に関する計画            ① 要員配置計画を作成し、計画的な要員配置の見直し。            ② 重点的な人員配置。            ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度の適切な運用。            ④ 人材確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動の強化、国や民間等との人材交流を実施。            女性職員が活躍しやすい雇用環境の整備を図り、女性の採用を推進。            ⑤ 人材の育成に係る方針の策定、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施。            内部研修に加え、外部機関が主催する研修を積極的に受講させる。            これらの取組に加えて、女性活躍・推進を図るための研修等を行う。</p> <p>⑥ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水</p>	<p>(1) 施設・設備に関する計画            本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等の更新等の実施。</p> <p>(2) 人事に関する計画            ① 要員配置計画を作成し、計画的な要員配置の見直し。            ② 重点的な人員配置。            ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度の適切な運用。            ④ 人材確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動の強化、国や民間等との人材交流を実施。            女性職員が活躍しやすい雇用環境の整備を図り、女性の採用を推進。            ⑤ 人材の育成に係る方針の策定、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施。            内部研修に加え、外部機関が主催する研修を積極的に受講させる。            これらの取組に加えて、女性活躍・推進を図るための研修等を行う。</p> <p>⑥ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;            適正な業務運営を確保するものであるか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ア. 施設・設備に関する計画            ・保有する情報機器等の機能を長期間発揮するため、計画的に更新を実施した。            [8-6(1) p. 210]</p> <p>イ. 要員配置の見直し            ・本社、支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和2年度末定員1,393名）を作成し、計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。            [8-6(2) ① p. 211]</p> <p>ウ. 効率的な業務遂行            ・機動的な業務遂行が可能となるように、最盛期にある思川開発建設事業及び令和元年度に着工した成田用水施設改築事業等に重点的な人員配置を実施した。            [8-6(2) ② p. 211]</p> <p>エ. 人事制度の適切な運用            ・人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。            [8-6(2) ③ pp. 211～212]</p> <p>オ. 人材確保に係る方針策定の取組、女性採用の推進            ・機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和4年度の採用計画を策定し、機構ウェブサイトによる採用情報の提供や就職活動サイトの活用による広報活動を開始したほか、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。            ・新型コロナウイルス感染症対策として実施した取組について職員アンケートを実施し、実効性の高い取組とされた在宅勤務制度の実施要領の作成、WEB会議やオンライン研修の推進、これら取組を推進する情報通信機器の整備等を実施した。            働き方改革PTにおいて意識改革や非効率な業務プロセスの見直しを検討した。働く職員が多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるように、これらの取組と今後の進め方について「水資源機構の働き方改革の取組について」として取りまとめた。            ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づく、一般事業主行動計画を策定した。人事部における女性活躍推進支援リーダーをダイバーシティ推進リーダーへ改組、働き方改革意識向上のための研修、執務環境の更なる整備について計画のフォローアップ等の取組を実施し、更なる環境整備に努めた。            ・女子学生向け採用パンフレットを作成した。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により、就職説明会、座談会等の取組を中止せざるを得ない状況であったが、補完的な取組として、若手職員による機構紹介動画を作成し、就職活動サイト及びパンフレットに記載するなど工夫を行った。            [8-6(2) ④ p. 212]</p> <p>カ. 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;            評定：B</p> <p>・施設・設備に関する計画に基づく計画的な更新を実施した。</p> <p>・計画的な要員配置の見直しや、効率的な業務遂行のため、最盛期にある事業への重点的な人員配置、適切な人事評価制度の運用を行った。</p> <p>・最盛期にある事業等への重点的な人員配置、適切な人事評価制度の運用を行った。</p> <p>・採用計画を策定して広報活動を開始したほか、オンラインを活用した受験機会の確保等により、コロナ禍の中での人材確保を行った。国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。ダイバーシティの積極的な推進の下、すべての職員が働きやすい環境づくりに取り組んだ。</p> <p>・令和3年度の研修計画を策定するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先として、令和2年度の研修計画を柔軟に見直し、優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修等を実施した。</p> <p>・給与抑制措置を実施し、給与水準の妥当性について検証を行い、ウェブサイトで公表した。</p> <p>・次期中期目標期間にわたる契約等適正な業務運営を図る取組を着実に実施した。</p>	

<p>員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。</p> <p>(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。</p>	<p>準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える契約を行う。</p> <p>(4) 積立金の使途 積立金の使途については、将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項</p>	<p>準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 当該事業年度では、中期目標期間を超える契約を行うことを予定している。</p> <p>(4) 積立金の使途 積立金の使途については、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。 なお、積立金の執行に当たっては、外部有識者による事前チェックにより透明性・客観性の確保を図る。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 ① 利水者負担金の支払方法について、情報提供を行い、利水者の要望には基本的に応じる。 ② 割賦負担金の繰上償還は、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修を盛り込んだ令和3年度研修計画を策定した。研修計画の策定に当たり、効率化・有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点も踏まえ、WEBを活用したオンライン研修を計画段階から取り入れた。</li> <li>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先として、研修計画を柔軟に見直し、WEB研修方式を活用するなど優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。女性活躍推進含むダイバーシティ推進に係る研修も積極的に行った。 〔8-6(2) ⑤ p. 212～213〕</li> </ul> <p>キ. 給与水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与抑制等の措置により、令和2年度給与の対国家公務員指数は103.8(対前年比0.1ポイント減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.9(対前年比0.2ポイント増)となった。</li> <li>給与水準の妥当性について検証を行った。</li> <li>令和元年度の給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。 〔8-6(2) ⑥ pp. 213～214〕</li> </ul> <p>ク. 第4期中期目標期間を超える契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び34事務所等において、第4期中期目標期間を超える契約を272件行った。 〔8-6(3) pp. 215～216〕</li> </ul> <p>ケ. 独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金については、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当して、適正な執行を図った。なお、令和2年度末の積立金残高は約754億円である。 〔8-6(4) pp. 217～218〕</li> </ul> <p>コ. 当該年度支払の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設事業の利水者及び改築事業等の実施が想定される事業の利水者等に対し、当該年度支払による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。事業着手した香川用水施設緊急対策事業では、利水者が当該年度支払を希望したことから、支払に係る手続きを行った。 〔8-6(5) ① p. 219〕</li> </ul> <p>サ. 割賦負担金の繰上償還</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約30億円を受入れた。 〔8-6(5) ② p. 219〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積立金について、適正な執行を図った。</li> <li>建設事業の利水者に対し、当該年度支払方式の負担額等の情報提供を積極的に行うとともに、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案の上、適切に対処した。</li> </ul> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「令和2事業年度業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報
特になし